

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【事業年度】 第14期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 CEO
細谷 敏幸

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理統括部長 兼 CFO補佐
大山 浩司

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理統括部長 兼 CFO補佐
大山 浩司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	1,256,386	1,196,803	1,119,191	816,009	418,338
経常利益 又は経常損失() (百万円)	27,325	31,995	19,771	17,171	9,520
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 () (百万円)	960	13,480	11,187	41,078	12,338
包括利益 (百万円)	8,688	2,520	17,794	39,528	26,122
純資産額 (百万円)	588,091	585,715	550,161	508,275	517,660
総資産額 (百万円)	1,275,535	1,247,427	1,223,800	1,198,303	1,168,574
1株当たり純資産額 (円)	1,478.74	1,475.74	1,426.61	1,317.23	1,341.41
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失() (円)	2.47	34.58	28.90	107.96	32.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	34.41	-	-	32.26
自己資本比率 (%)	45.2	46.1	44.3	41.9	43.8
自己資本利益率 (%)	0.2	2.3	2.0	7.9	2.5
株価収益率 (倍)	-	32.4	-	-	29.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	72,972	28,286	16,281	1,197	37,914
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,981	22,450	9,965	4,737	17,371
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	52,753	9,063	20,259	29,733	39,927
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	53,969	50,147	76,659	102,797	84,472
従業員数 (名)	14,269	13,211	12,453	11,588	9,691
(外 平均臨時雇用者数)	(11,893)	(10,521)	(9,146)	(8,419)	(7,566)

(注) 1 第10期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

2 第11期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、第10期については、遡及適用後の数値を記載しております。

3 第12期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社等について国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。なお、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しているため、第11期以前の過年度情報を修正再表示しておりません。

4 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益 (百万円)	15,572	14,542	18,624	23,728	22,680
経常利益 (百万円)	7,054	4,559	8,894	12,388	11,385
当期純利益 又は当期純損失() (百万円)	2,539	8,697	5,723	4,191	10,400
資本金 (百万円)	50,461	50,573	50,790	50,995	51,162
発行済株式総数 (千株)	395,482	395,694	396,100	396,459	396,736
純資産額 (百万円)	465,692	452,583	443,836	444,913	451,308
総資産額 (百万円)	741,614	718,654	742,872	777,598	743,130
1株当たり純資産額 (円)	1,189.52	1,155.16	1,162.61	1,163.78	1,179.95
1株当たり配当額 (円)	12.00	12.00	12.00	9.00	10.00
(1株当たり中間配当額) (円)	(6.00)	(6.00)	(6.00)	(3.00)	(5.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失() (円)	6.52	22.31	14.78	11.02	27.27
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	6.49	-	14.72	10.97	27.19
自己資本比率 (%)	62.5	62.7	59.5	57.0	60.6
自己資本利益率 (%)	0.5	1.9	1.3	0.9	2.3
株価収益率 (倍)	180.1	-	42.6	70.7	35.5
配当性向 (%)	184.1	-	81.2	81.7	36.7
従業員数 (名)	305	425	349	493	465
(外 平均臨時雇用者数)	(94)	(124)	(145)	(114)	(103)
株主総利回り (%)	97.1	93.5	54.5	67.4	83.6
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	1,420	1,432	1,142	871	998
最低株価 (円)	1,055	1,042	541	479	681

(注) 1 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

2 【沿革】

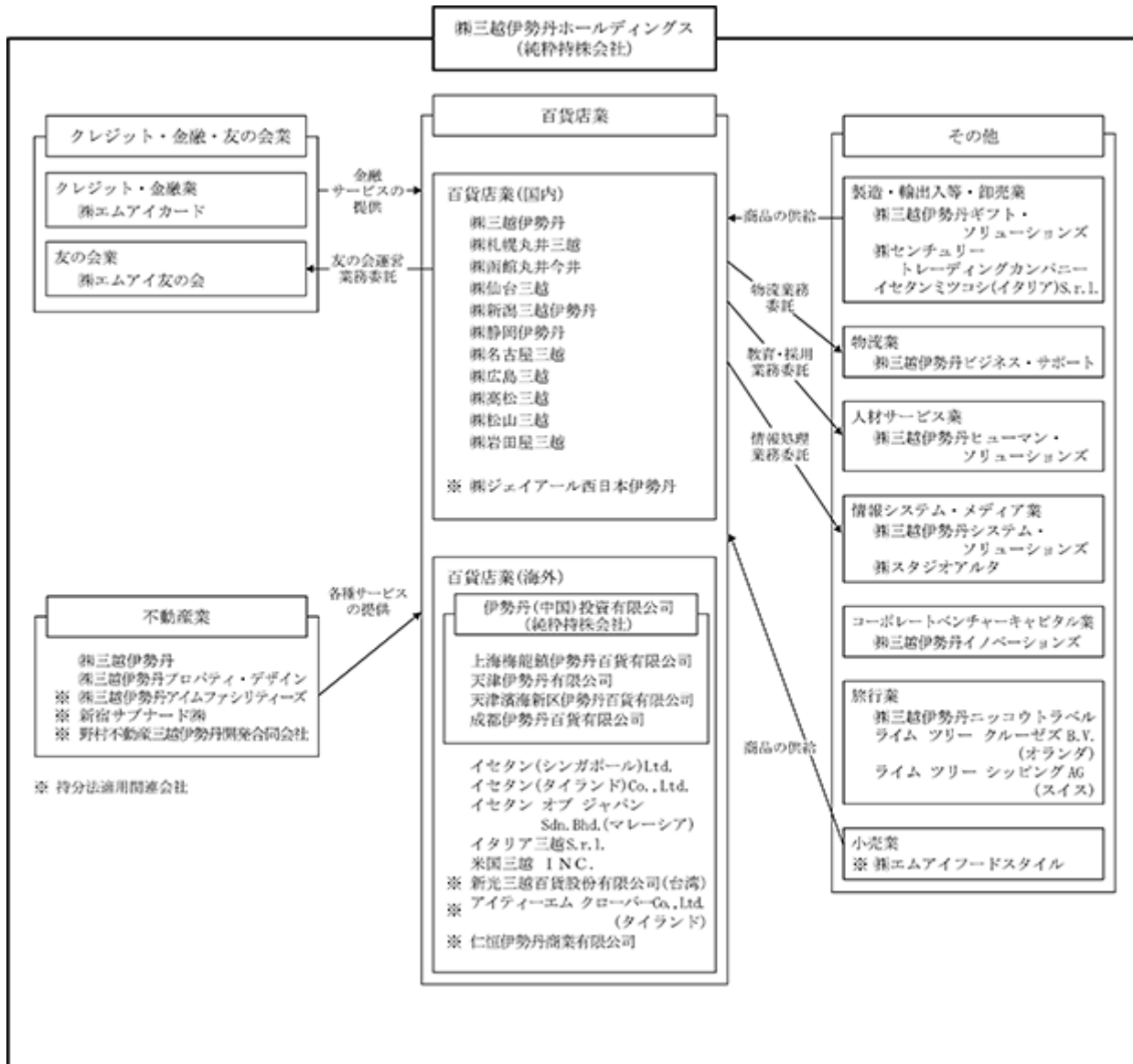
- 2007年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 2007年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 2008年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 2009年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 2009年6月29日 2009年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 2009年10月8日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。
- 2010年3月14日 当社は、株式会社伊勢丹の吉祥寺店の営業を終了いたしました。
- 2010年4月1日 当社は、百貨店事業に関わる組織再編として、株式会社三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店事業を吸収分割により各地域事業会社に承継させる地域事業会社化を行いました。株式会社新潟伊勢丹は株式会社三越の新潟店の事業を承継し、「株式会社新潟三越伊勢丹」となりました。
- 2010年9月11日 株式会社三越の銀座店が増床りモデルオープンしました。
- 2010年10月1日 株式会社岩田屋と株式会社福岡三越が合併し、「株式会社岩田屋三越」となりました。
- 2011年4月1日 株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し、「株式会社三越伊勢丹」となりました。また、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し「株式会社札幌丸井三越」となりました。
- 2012年3月31日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越新宿アルコット店の営業を終了いたしました。
- 2017年3月20日 当社は、株式会社三越伊勢丹の三越千葉店及び三越多摩センター店の営業を終了いたしました。
- 2018年3月21日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹松戸店の営業を終了いたしました。
- 2019年9月30日 当社は、株式会社三越伊勢丹の伊勢丹相模原店及び伊勢丹府中店の営業を終了いたしました。
- 2020年3月22日 当社は、株式会社新潟三越伊勢丹の新潟三越の営業を終了いたしました。
- 2020年6月15日 当社は、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社35社、持分法適用関連会社8社、非連結子会社19社、持分法非適用関連会社2社（2022年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業等を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、新光三越百貨股份有限公司(台湾)、仁恒伊勢丹商業有限公司、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)	連結子会社 21社 持分法適用関連会社 4社 非連結子会社 2社
クレジット・金融・友の会業	(株)エムアイカード、(株)エムアイ友の会	連結子会社 2社
不動産業	(株)三越伊勢丹、(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、新宿サブナード(株)、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 1社 持分法非適用関連会社 2社
その他	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル、(株)センチュリートレーディングカンパニー、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.、(株)スタジオアルタ、(株)三越伊勢丹イノベーションズ、ライム ツリー クルーゼズB.V.(オランダ)、ライム ツリー シッピングAG、(株)エムアイフードスタイル	連結子会社 11社 持分法適用関連会社 1社 非連結子会社 16社



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越伊勢丹 4、6	東京都新宿区	10,000	百貨店業 不動産業	100.0	役員の兼任 2名 資金の貸付
(株)札幌丸井三越	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区	50	百貨店業	100.0	
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
(株)名古屋三越	愛知県名古屋市中区	50	百貨店業	100.0	資金の借入
(株)広島三越	広島県広島市中区	50	百貨店業	100.0	
(株)高松三越	香川県高松市	50	百貨店業	100.0	
(株)松山三越	愛媛県松山市	50	百貨店業	100.0	
(株)岩田屋三越	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	資金の貸付
伊勢丹(中国)投資有限公司 4	中華人民共和国 上海市	千米ドル 60,371	百貨店業(持株 会社)	100.0 (100.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公 司	中華人民共和国 上海市	千米ドル 5,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	千米ドル 2,100	百貨店業	100.0 (100.0)	
天津滨海新区伊勢丹百貨有限 公司	中華人民共和国 天津市	千米ドル 12,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	千米ドル 18,019	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 91,710	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド) Co.,Ltd. 2	タイランド バンコク市	千バーツ 290,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	千マレーシアリング 20,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 フロリダ州	千米ドル 25,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イタリア三越S.r.l.	イタリア ローマ市	千ユーロ 14,618	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイカード	東京都中央区	1,100	クレジット・金 融・友の会業	100.0	役員の兼任 1名 資金の貸付
(株)エムアイ友の会	東京都中央区	100	クレジット・金 融・友の会業	100.0 (100.0)	資金の借入
(株)三越伊勢丹プロパティ・デ ザイン	東京都新宿区	40	不動産業	100.0	
(株)三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都中央区	90	その他(情報シ ステム・メディ ア業)	100.0	
(株)スタジオアルタ	東京都中央区	100	その他(情報シ ステム・メディ ア業)	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	東京都新宿区	100	その他(人材サービス業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート	東京都新宿区	50	その他(物流業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ	東京都中央区	100	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)三越伊勢丹イノベーションズ	東京都新宿区	100	その他(コーポレートベンチャーキャピタル業)	100.0	
(株)三越伊勢丹ニッコウトラベル	東京都中央区	50	その他(旅行業)	100.0	
ライム ツリー クルーゼズ B.V. 2	オランダ アムステルダム市	千ユーロ 1	その他(旅行業)	- [100.0]	
ライム ツリー シッピング AG 2	スイス バーゼル	千スイスフラン 100	その他(旅行業)	- [100.0]	
(株)センチュリートレーディングカンパニー	東京都新宿区	20	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
イセタンミツコシ(イタリア) S.r.l.	イタリア ミラノ市	千ユーロ 100	その他(製造・輸出入等・卸売業)	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	100	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名 債務保証
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市	百万台湾ドル 12,459	百貨店業	43.4 (43.4)	役員の兼任 3名
仁恒伊勢丹商業有限公司	中華人民共和国 天津市	百万元 400	百貨店業	49.0 (49.0)	
アイティーエム クローバー Co.,Ltd.	タイランド バンコク市	千タイバーツ 11,000	百貨店業(持株会社)	45.5 (45.5)	
(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ	東京都中央区	50	不動産業	33.4 (33.4)	
新宿サブナード(株)	東京都新宿区	3,600	不動産業	33.3 (33.3)	
野村不動産三越伊勢丹開発合同会社	東京都中央区	20	不動産業	50.0	
(株)エムアイフーズスタイル	東京都新宿区	100	その他(小売業)	34.0 (34.0)	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。なお()内は具体的な事業内容であります。
- 2 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 住所は、登記上のものによっております。
- 6 株式会社三越伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(百万円)

株三越伊勢丹

売上高	208,451
経常利益	7,602
当期純利益	10,158
純資産額	185,357
総資産額	590,279

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	7,858 (7,002)
クレジット・金融・友の会業	598 (98)
不動産業	265 (41)
その他	970 (425)
合計	9,691 (7,566)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 当連結会計年度において、連結従業員数が1,897名減少し9,691名となりました。また、臨時雇用者数が853名減少し7,566名となりました。これは当連結会計年度において、株式譲渡により当社の連結子会社であったSWPホールディングス株式会社、株式会社ソシエ・ワールド及び台湾施舒雅美容世界股份有限公司を連結の範囲から除外したこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
465 (103)	46.4歳	22.5年	7,105,904

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	408 (97)
不動産業	57 (6)
合計	465 (103)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、三越伊勢丹グループ労働組合(2022年3月31日現在、20支部、13直轄分会・組合員数16,687名)が組織されています。

三越伊勢丹グループ労働組合は、U A ゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、長期に目指す姿を「お客さまの暮らしを豊かにする“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」と定め、次の成長に向けた2024年度までの中期経営計画を策定いたしました。その中核となる3つの重点戦略「高感度上質戦略」「個客とつながるCRM戦略」「連邦戦略」を推進し、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、お客さまのご満足の最大化と収益の安定化に向けて、営業利益をはじめとした複数の経営指標を掲げ、その達成に向けて取り組んでおります。

グループ営業利益については、2024年度に株式会社三越伊勢丹ホールディングス発足後の最高益となる350億円を目指してまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

企業構造

当社グループは、持株会社である当社を中心に、主要事業である百貨店事業を中心とした各事業会社により構成されています。現在、事業構成の大半が百貨店事業であり、小売収入を中心とした事業ポートフォリオとなっており、グループ横断で収支構造改革や百貨店を中心に事業モデル改革を進めることで、利益体質の強化を図ってまいります。百貨店の強みを生かした不動産事業、金融事業の収益化を進めることで、より強固な事業ポートフォリオの構築を目指してまいります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の強化のため、機関設計として指名委員会等設置会社を選択しております。取締役会議長に社外取締役を選任し、経営課題の長期視点での討議や社外取締役中心のミーティングセッションを実施するなど、一層の実効性向上に取り組んでおります。

今後も、企業活動の透明性を高め、コンプライアンスに徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆さまに対する提供価値の向上に努め、皆さまからより一層信頼される企業グループを目指してまいります。

市場環境

当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化し、そのスピードも加速しております。国内環境では、少子高齢化、共働き世代の増加等、社会構造の変化により消費市場が縮小しております。また、所得と消費の二極化、デジタル化の加速、リアルでの提供価値の変化、気候変動等の社会課題が深刻化している影響を受け、お客さまのライフスタイルや価値観の多様化が進んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、消費市場は大きな転換期を迎えており、より柔軟かつ迅速に対応していく必要性が高まっていることに加え、ウクライナ情勢の緊迫化と、資源・エネルギー価格の高騰や為替リスクの高まり等、百貨店事業に影響を与える不透明な状況が増しております。このような環境変化を当社グループの持続的成長の機会と捉え、事業環境の変化に対応した事業構造の変革に取り組んでまいります。

競合他社との比較

長期に目指す姿の実現に向けて、「再生」から「展開」、「展開」から「結実」への3つのフェーズで戦略を推進いたします。再生フェーズでは、「科学の視点」と、「マスから個へのマーケティングへの転換」により識別顧客を蓄積いたします。展開フェーズでは、識別顧客に向けたグループ全社による「連邦戦略」により、お客さまの幅広いニーズにお応えし、結実フェーズにおいては、「連邦戦略」を発展させて、百貨店とグループ会社の魅力と価値で包み込む「まち化」につなげてまいります。

当社グループは、首都圏をはじめ、全国の大都市中心地に不動産を保有しており、結実フェーズにおける「まち化」に向けた取り組みとして、憧れと共感の象徴となる両本店のあり方の検討をスタートさせるとともに、社内の経営レベルでのプロジェクトの推進や、社内横断によるランドデザインの構想プロジェクトを進めてまいります。

顧客動向・顧客基盤

国内市場は、少子高齢化の加速等により人口減少が進む一方、中長期的には、金融資産を保有する生活に余裕のある層の増加が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症拡大を背景に、社会貢献や環境改善と保護等に対する要求が高まるとともに、消費に対する新たな嗜好性が醸成されることが見込まれます。

当社グループでは、外商顧客や、三越伊勢丹・カスタマープログラムでの上位ランクのお客さまの売上高は堅調なことから、従来のマスマーケティングから「個」のマーケティングへの転換や、三越伊勢丹アプリ会員等の識別顧客の拡大、ロイヤルティの高い顧客層を増やすことを軸に進め、百貨店の再生に取り組んでまいります。

また、社会に対する企業の責任として、変化する社会のさまざまな課題に向きあい、企業活動を通じてその解決に貢献することで、かかわりのあるすべての人々の豊かな未来と、持続可能な社会の実現に向け役割を果たすことを目指してまいります。ESG、CSR、CSV等のサステナビリティの視点も踏まえ、変化する社会からの課題、要請に添えていくため、社内に「サステナビリティ推進会議」を創設しており、具体的な取り組みにつなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響及び対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、お客さまのライフスタイル、価値観は大きく変化しております。また、リモートワークの定着など、デジタル技術の生活のあらゆる部分への急速な浸透により、消費スタイルも大きく変容し、当社グループの業績にも大きな影響をもたらしております。

一方、ワクチン接種が進んだことで感染者数は減少に転じ、経口抗ウイルス薬の普及に伴い新型コロナウイルス感染症の沈静化が進み、世界的な人の往来も期待されます。今後も、お客さまと従業員の安全を最優先にして、社会生活のインフラを支える事業として、グループ一丸となってお客さまのご期待にお応えできるように努力してまいります。

(4) 中長期的な経営戦略

所得と消費の二極化、デジタル化の加速、環境意識の高まりなど社会の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の緊迫化などにより、社会・経済活動の不透明な状況が続いております。また、当社では、事業活動に支障をきたす事象とその恐れを含めて、自然災害やデータセンター運用、海外事業展開等をグループ経営への影響度が大きいリスクとして捉えております。

今後も続く不確実で厳しい事業環境において、新たなビジネスモデルの確立が必須であるとの認識のもと、2021年11月、新たな中期経営計画（2022年度～2024年度）を策定いたしました。

長期に目指す姿「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」の実現に向けて、百貨店事業を早期に再生し、2024年度には、経営統合後の最高益を達成するため、“高感度上質消費の拡大・席卷、最高の顧客体験の提供”を基本戦略に据え、重点戦略の推進と基盤の整備を着実に実行してまいります。

重点戦略

高感度上質戦略

両本店を憧れと共感の象徴へと進化させるべく、伊勢丹新宿本店はファッション、三越日本橋本店は伝統・文化・暮らしに注力した商品やサービスの展開に向け、店づくりの計画に着手いたします。

また、外商セールスと外商パイヤーとの連携に加え、デジタルを活用した提案力向上により、個客のニーズに幅広くお応えする組織営業体制へと進化させてまいります。

三越伊勢丹グループ百貨店の店舗間連携により、全国の高感度上質消費を拡充いたします。

個客とつながるCRM戦略

エムアイカード以外のクレジットカードや現金決済のアプリ会員獲得を強化し、つながる個客の数を拡大するとともに、利用額の拡大に向け、エムアイカード会員へのポイントインセンティブ施策等を、首都圏から全国の三越伊勢丹グループ百貨店に展開拡大いたします。

連邦戦略

「建装事業」「住環境事業」「PM^{*1}/CM^{*2}/デザイン事業」を柱とする株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン、「広告出稿」「イベント出店支援」を柱とする株式会社スタジオアルタなど、三越伊勢丹グループ各社による外部企業へのサービス提供を本格化いたします。

グループ基盤

デジタル改革

化粧品「meeco（ミーコ）」や定期食品宅配「ISETAN DOOR（イセタンドア）」を中心としたオンラインの売上の拡大と収支基盤の安定化に取り組んでまいります。接客や営業支援等のデジタル化を通じて、顧客データなどの蓄積と利活用とリアル店舗の融合による、新たな体験を提供してまいります。

CRE・事業モデル改革

経営レベルでのプロジェクトに加え、社内横断ランドデザインプロジェクトの発足により、将来の両本店の在

り方の検討をスタートし、高感度上質拠点ネットワークにおける憧れと共感の象徴となるまちづくりを推進いたします。

収支構造改革

「百貨店の科学」を進化させ、収益性と生産性の最大化を図ります。経費コントロールによる販管費の削減と、マルチタスク化や内製化等による要員のコントロールで事業収支構造を継続的に見直し、再設計いたします。

経営基盤

システム・データ基盤

三越伊勢丹アプリや三越伊勢丹リモートショッピングアプリ、3D計測ツールなどを営業活動において活用することで商品提案力を強化いたします。

人財基盤

従業員全員の「個に寄り添うCDP^{*3}」の推進と経営人財、各領域における専門性の高い人財の育成による人財力の最大化に加え、従業員満足度調査の継続実施によるエンゲージメントの強化により、タテ割り意識なく、協働しながら貢献することにやりがいと誇りを持てる風土を醸成いたします。

今後不安定な事業環境・経営環境が予想されますが、百貨店事業を通じて培った、「のれん」の価値とお客さまを、三越伊勢丹グループの強みとして再認識し、長期に目指す姿の実現に向け着実に進んでまいります。

また、当社グループは企業活動を通じて社会課題解決に貢献し、豊かな未来と持続可能な社会の実現を支えるべく、サステナビリティへの取り組みを進めています。「人・地域をつなぐ」「持続可能な社会・時代をつなぐ」「従業員満足度の向上」の3つをマテリアリティ（重要課題）として定め、個別の取り組みに加え、当社としてサステナビリティにどのように向き合い、社会に何を提供し、貢献していくかを明確化し、社外・社内に発信してまいります。

*1 PM=プロジェクト・マネジメント

*2 CM=コンストラクション・マネジメント

*3 CDP=キャリア・ディベロップメント・プログラム

(5) TCFD提言に沿った情報開示

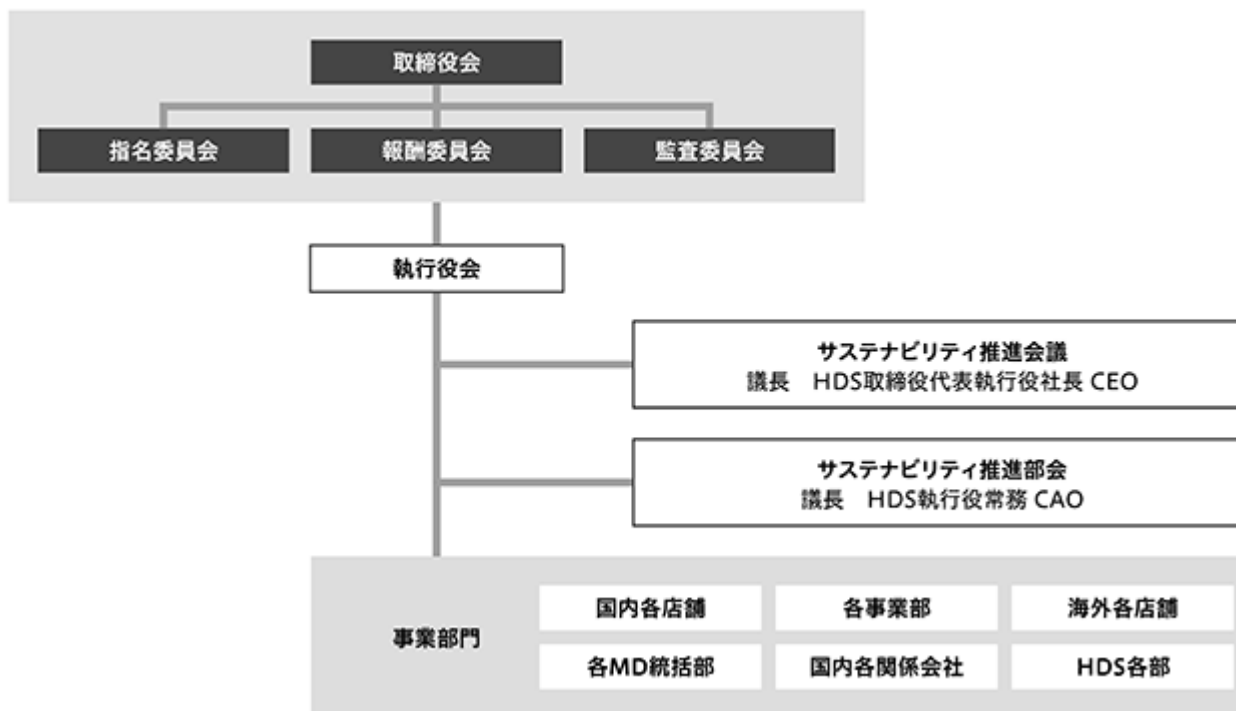
当社グループは気候変動対応を、企業活動を営んでいくうえでの重要課題に位置付けています。気候変動対応をより積極的に推進していくため「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」（以下、TCFD）に賛同し、環境変化を踏まえ、定量的な情報をもとに、評価、分析の見直しを図ってまいります。

ガバナンス（気候変動に関するガバナンス）

当社グループでは、気候変動問題を重要課題と捉え、他のリスクと同様に企業を取り巻くリスクの未然防止対策を講じ、リスクが顕在化した際に迅速な対応を実行するためのリスクマネジメント体制を敷き、その責任者としてCRO（チーフ・リスク・オフィサー）を設置しています。

CROは、代表執行役社長（CEO）の参謀的役割として気候関連のリスクと機会の評価と管理、気候関連問題をはじめとする企業のリスクについて最高位の責任を負い、取締役会への説明責任を有し、報告・モニタリングを行っています。取締役会は、協議・決議された内容の報告を受け、対応方針および実行計画等についての論議、監督を行っています。

また、CEOを議長とする「サステナビリティ推進会議」を執行役会の直下に置き、トップのリーダーシップのもと、グループ全体のサステナビリティを推進しています。CROはCAOを兼任し「サステナビリティ推進会議」の副議長およびその下部組織である「サステナビリティ推進部会」の部会長として、統括・指揮を行っています。



サステナビリティ推進会議

三越伊勢丹グループのサステナビリティ活動の方向性、重点取り組み等について、グループ全体での推進・浸透を図る会議体。CEOを議長とし、部門長、関係会社代表者で構成。

サステナビリティ推進部会

サステナビリティ推進会議傘下の部会で、CAOを議長とし、各社・各店総務部長などの所属長からなるサステナビリティ施策推進のための会議体。

サステナビリティ推進会議・推進部会の主な活動内容

- ・グループ全体のサステナビリティを推進するにあたり、リスク・機会の確認や必要な方針策定
- ・気候変動対応を含むマテリアリティに関する長期計画とKPIの進捗確認
- ・グループ各社におけるESGへの取り組みについての事例共有、議論、モニタリング
- ・ESGにおける最新の知見を共有化

戦略

当社グループでは、2つの将来の姿を思い描き、いずれの場合においても適切に対応できるようにシナリオ分析を行いました。

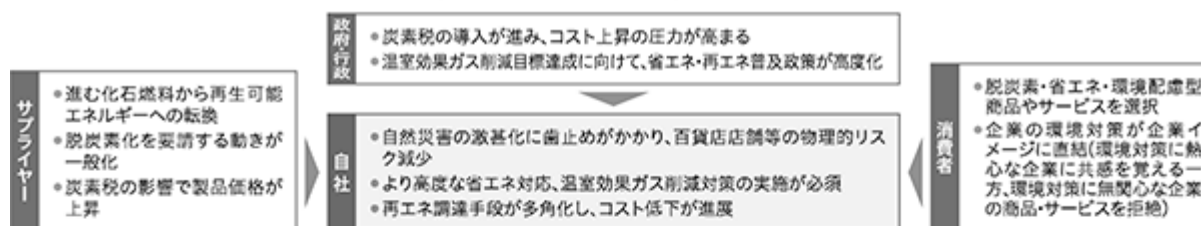
いずれのシナリオも国際エネルギー機関（IEA）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表しているシナリオをベースに進めました。

具体的には、気候変動対策が思うように進んでいない現在の延長線上の「4の世界」、気候変動対策が進みパリ協定の目標が実現した「2未満の世界」を定め、それぞれの世界が当社グループに与える財務的な影響等を洗い出し、リスクと機会の双方から検討したうえで適切な対応を講じてまいります。

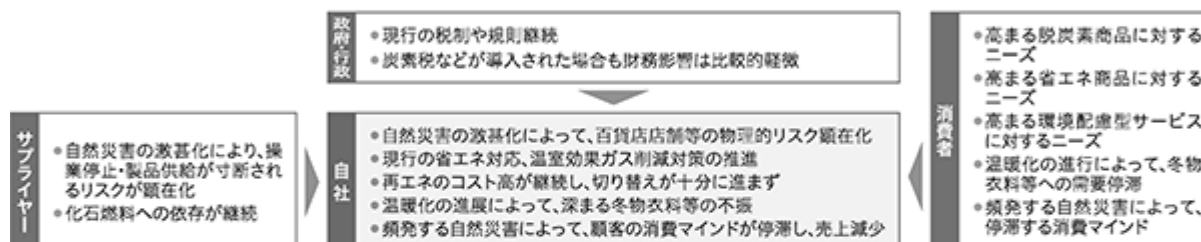
参照シナリオ

Representative Concentration Pathway 8.5/2.6 ~ 4.8	IPCC2015年
Stated Policies Scenario	WEO
Reference Technology Scenario	IEA
Sustainable Development Scenario	WEO
Beyond 2 Scenario	IEA
Representative Concentration Pathway 2.6/0.3~1.7	IPCC2014年
World Energy Outlook	IEA
国交省「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」	

2°C未満の世界 ～脱炭素化が進み、自然災害の激甚化にも歯止め～



4°Cの世界 ～現状延長線上の世界で、自然災害はより激甚化～



2030年の世界		事業への影響	財務への影響度		
リスク	機会		2°C未満	4°C	
リスク	物理的リスク	異常気象の激甚化	<ul style="list-style-type: none"> 店舗が被災し損害が発生する財務リスク 台風等により店舗が営業できないことによる売上減少のリスク サプライチェーンが寸断し商品調達ができず売上が減少するリスク 	▼▼	▼▼▼
	移行リスク	温暖化の進展	<ul style="list-style-type: none"> 防寒商品等の売上の減少リスク 気温上昇に伴い消費者の外出が減り来店客が減少することによる売上減少リスク 	▼	▼▼▼
		炭素価格の導入	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーコストの上昇 温室効果ガス排出削減に向けた設備等投資コストの発生 商品調達原価の上昇 	▼▼▼	▼▼
機会	消費行動変化	環境配慮型消費への関心の高まりと対応	△△△	▼	
	省エネの実現	エネルギーコストの削減が財務に与える影響	△△	△	
	企業に対する評価	環境対応企業を目指すことでステークホルダーの評価、イメージの向上	△△	△	

▼：事業リスク拡大 △：事業収益機会拡大

リスク管理

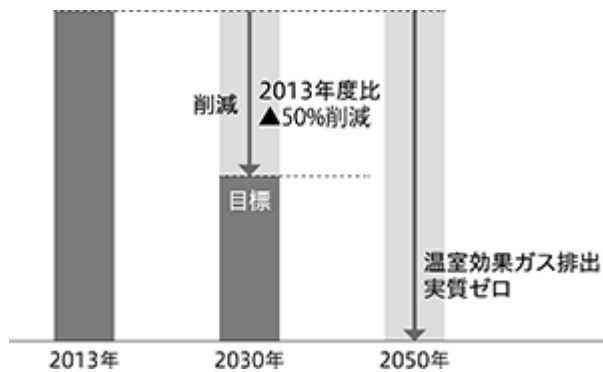
当社グループでは、気候変動に関するリスク（移行リスク・物理的リスク）・機会の双方について、以下のプロセスにもとづいて評価、分析、対応しています。

また当社グループは、気候変動に係るリスク・機会について、「サステナビリティ推進会議」において検討を行い、各社・各部門への共有を図っております。

1. 当社グループに影響を与えると考えられる、気候変動に関するリスク・機会を抽出
2. 抽出したリスク・機会をお客さま・お取引先・地域社会・投資家などのステークホルダーに与える影響度と、リスク・機会発生の可能性の2軸でプロット
3. プロットされた項目毎の影響度について、定量面・定性面双方の視点から検討し、重要度を確定

指標と目標

- ・環境中期目標：2030年における温室効果ガス排出量を2013年度比 50%
- ・環境長期目標：2050年における温室効果ガス排出量実質ゼロ
- ・環境長期目標の実現に向けて、再生可能エネルギーへの切り替え計画、お取引先へのアセスメント実施、SBTの認証取得等について、併せて検討・実施してまいります。



温室効果ガス（GHG）排出量

		バウンダリ 1	単位	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
GHG 排出量 2、3	GHG Scope 1	グループ	t-CO2	27,281	25,644	24,234	22,573	17,030
	GHG Scope 2			210,705	187,581	175,458	152,628	123,237
	小計（Scope 1・2）			237,986	213,224	199,691	175,201	140,267
	GHG Scope 3（15カテゴリ）			-	3,462,866	3,419,360	3,089,695	2,703,028
	計（Scope 1・2・3）			-	3,676,090	3,619,051	3,264,896	2,843,295

- 1 バウンダリ：環境に係るバウンダリ（グループ）は、(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹、国内グループ百貨店及び国内関係会社（一部）です。
- 2 集計範囲の修正及び排出係数を固定係数から調整後変動係数に変更したことで、CO2排出量及びエネルギー使用量は過去に遡り変更しました。
- 3 Scope 1～3：当社グループGHG排出量算定規程、及びScope 3カテゴリ別算定方法により算定し、2021年3月期の排出量については第三者機関の検証を受けています。

2 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが当連結会計年度末において判断したものであります。

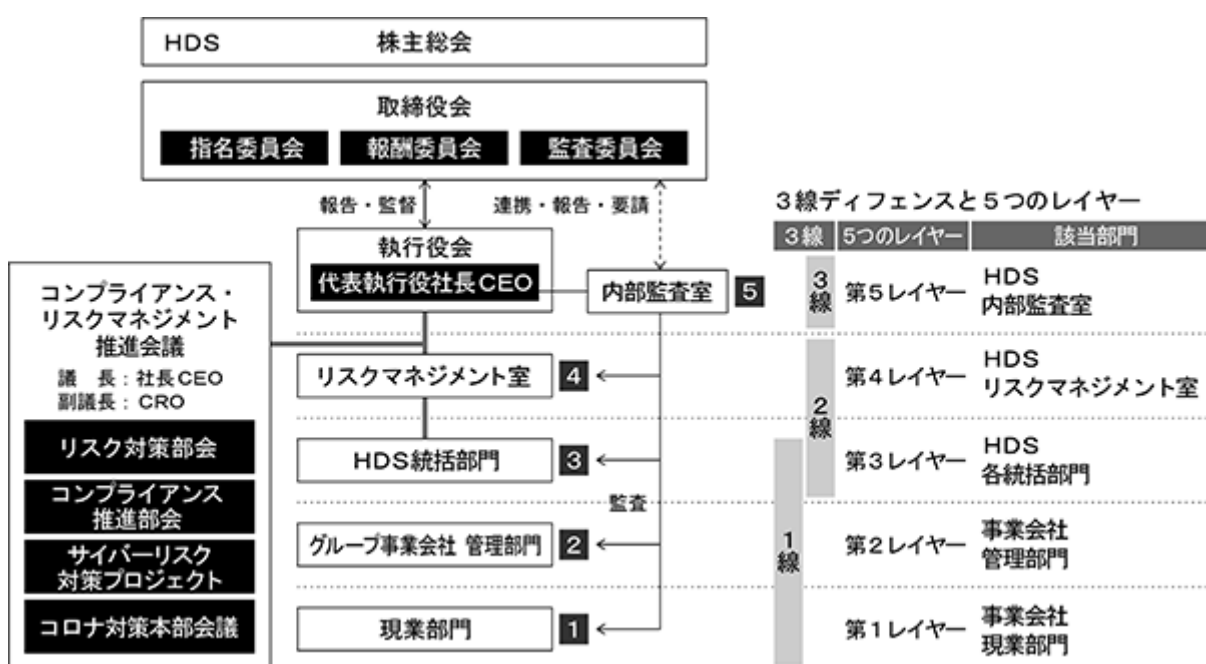
(当社グループのリスクマネジメント推進体制について)

当社グループでは、外部環境の変化により事業を取り巻くリスクが多様化・複雑化する今日において、事業活動に負の影響を及ぼすような事象と、企業の持続的な成長を妨げる要因をリスクとして幅広く定義し、分析・評価を行い一層の対応の強化を図ることで、レジリエンスの高い企業経営を実現してまいります。

平時におけるリスクへの備えと発生時の適切な対応によるリスクの低減のための組織の構築、事業の対応計画を策定し推進することでグループとしてのリスクマネジメント力を強化しております。

当社グループの掲げる事業計画を達成し、将来にわたって持続的な成長を可能にするとともにお客さま、お取引先、従業員の安心、安全を最優先としてリスクマネジメントを推進してまいります。

リスクマネジメント体制



当社グループではリスクの管理体制の枠組みとして3つのディフェンスラインを整備し、さらに各組織を5つのレイヤーに分類した上でリスクマネジメントにおける役割と責任を明確化し、実効性のあるリスクマネジメント体制の実現を図っております。その実践のための最高機関として、当社グループCEOを議長とするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置するとともに、具体的な対策の立案と推進、検証のPDCAサイクルを回すための部会として、リスク対策部会、コンプライアンス推進部会、サイバーリスク対策プロジェクトと新型コロナウイルス(コロナ)対策本部会議の4つの部会を設置し、当社グループの統合的なリスクマネジメントの体制を構築しております。

(リスクの分析・評価について)

リスクを分析・評価するに際し、日々変化する外部環境、当社グループの事業特性と事業戦略を考慮し、多角的かつ多面的なリスクの把握に努めております。事業を取り巻く事象を5つのカテゴリー(災害・外部リスク、経営戦略リスク、財務リスク、人事・労務リスク、オペレーショナルリスク)に分類し、リスクの分析と評価を行います。そしてリスクが顕在化した際には、物的損害、人的損害、財務・経営戦略遂行の阻害、レピュテーション毀損などの損害を被ると捉えております。

以下の記載においては、主要な事業領域(百貨店事業)を中心とする当社グループ経営全体への影響度と発生可能性を想定した主要なリスクを記載しております。

区分	リスク項目	影響度	物的損害	人的損害	財務、経営 戦略遂行の 阻害	レピュテー ション毀損
災害・外部リスク	自然災害・事故	大				
	感染症	大				
	情報セキュリティ	大				
経営戦略リスク	デジタル社会への対応	大				
	サステナビリティ経営の推進	大				
	ビジネスモデルの変化への対応	大				
	海外事業におけるリスク	中				
財務リスク	企業(被)買収	大				
	資金調達	中				
人事・労務リスク	人材確保の激化	大				
オペレーショナル リスク	商品取引上のリスク	大				
	個人情報の漏洩・紛失等	大				

(1, 災害・外部リスク)

(1) 自然災害・事故：影響度 大

(リスク)

当社グループは、百貨店事業を中心として店舗による事業展開を行っております。このため、地震、台風といった自然災害により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

特に、首都直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、お客さま、従業員及び建物等に甚大な損害を受ける恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。また、東日本大震災後に現出した電力の使用制限や消費の自粛、放射能による食料品汚染など、大規模災害が当社グループの営業活動に影響を及ぼす可能性があります。

更に近年の地球環境の変化に伴い、台風や集中豪雨といった災害規模と被害が甚大化するケースが増加しております。洪水や浸水、強風によりお客さま、従業員及び建物等に被害や営業停止による営業損失を与える可能性があります。また全国各地からの供給網により成り立っている百貨店事業において商品供給や物流にも影響を与える可能性があります。当社グループの事業活動全体に影響を及ぼす可能性があります。

そして、当社グループでは消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っております。しかし、店舗にて火災が発生した場合、お客さま、従業員の罹災による人命の危機の発生および人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、そして被害者に対する損害賠償責任等が発生します。さらに、これらの被害以外にも法令違反が発覚した際の罰則処分、営業停止に伴う営業損失により当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

- ・当社グループでは、地震、台風等の今後想定される大規模災害への対応計画及び発生後におけるBCPを策定しており、これらの計画とBCPに基づいた災害時の組織体制の策定と対策、訓練を実施しております。
- ・防災・減災対策と災害発生時の初動・復旧・復興にむけた行動想定や実効性向上のための各店舗および事業所での定期的な訓練、安否確認システムの導入、ITツールを活用した情報共有を実施しております。
- ・複数のリスクに対応したBCPを策定しどのような災害が起きても継続すべき業務を重要継続業務と定め、そのガイドラインの策定と更新を随時行っております。
- ・各店舗にて消防署と協力の上、火災を想定した消防訓練の実施や設備点検、更には自衛消防隊設置による平時からの安全管理を実施しております。

(2) 感染症：影響度 大

(リスク)

2020年度より新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大防止のための特別措置法の改正および措置等が行われ、主要な経済活動地域に対して度重なる人流の制限や政府から4度の緊急事態宣言が発令されました。更に変異株の発生や感染状況等に対して、解除の延長および各地方自治体によるまん延防止措置が実施されました。当社グループでは、お客さまと従業員の安心、安全を第一に感染対策を実施して営業を継続しておりますが、今後感染状況が長期化した場合、国内の消費マインドの低迷やインバウンド需要の回復の遅れ等により当社グループの業績や財務に影響を与える可能性があります。

(対 応)

- ・日本百貨店協会等の業界ガイドラインに基づいた対応基準の適用を行っております。
- ・基礎的な感染症対策の重要性を強く認識し、グループ全店舗等に繰り返し周知徹底を行っております。
- ・各店舗にて体温検査・消毒といったお客さまの安全確保のための感染防止対策と従業員の活動エリアでの感染対策を徹底しております。
- ・感染者確認の際には該当従業員の最終出勤日および行動範囲を把握した上で、当該範囲に対する適時消毒を実施し各店舗のホームページ等への感染者発生情報等の速やかな情報開示手続きに務めております。
- ・グループ全体の感染対策の一元化と連携を図るべく一連の拡大防止対応プロセスを集中管理し、コロナ対策本部会議への報告と感染状況に応じた対策の更新を随時実施しております。

(3) 情報セキュリティ：影響度 大

(リスク)

当社グループは多岐にわたる事業活動やサービス提供の中で、お客さま、お取引先の様々な情報を日々お預かりし管理しております。昨今、日本企業が国内外からのサイバー攻撃を受ける事例が増加しており、当社グループでも情報セキュリティガバナンスの更なる強化は急務となっております。サイバー攻撃等によるシステムの破壊や停止、そして不正アクセス犯罪等による個人情報や機密情報の漏洩が発生した場合、システムの停止と復旧に時間を要することにより広範な業務に支障をきたすことを余儀なくされます。加えて、社会的信用の失墜による売上の減少や賠償金等の支払い負担など、当社グループの業績や財務に影響を与える可能性があります。

(対 応)

- ・当社グループでは、情報セキュリティガバナンス強化としてサイバーリスク対策プロジェクトを設置し、日常の業務活動の中で技術的及び人的・組織的な対策の強化を図っております。
- ・技術的対策では、サイバー攻撃を防御、監視、検知、駆除するためのセキュリティツールの導入・運用を強化しております。
- ・人的・組織的対策では、情報セキュリティに関する従業員のリテラシー向上策として、システム部門における専門的なセキュリティ人材の育成や、従業員へのセキュリティ教育及び訓練を適時実施しております。

(グループ連携組織CSIRTについて)

二次被害防止の範囲を含めたリスクの局限化のため、初動と組織連携による十分な対応ができるよう、CSIRT (Computer security incident response team)の設置、迅速な行政等への報告、外部専門機関との情報連携などの体制を構築したことに加えて、定期的に訓練を実施する等、さらに実効性を向上させる取り組みを行い、情報資産の保全を強化しております。

(2, 経営戦略リスク)

(1) デジタル社会への対応：影響度 大

(リスク)

当社グループでは、デジタル社会への変化に対応するために、店舗とオンラインをシームレスにつなぐオンラインサイト・アプリの提供や、デジタルツールを利用した業務効率化を進めております。また、事業活動を通じて蓄積したデータを使ってお客さまやお取引先への新たな価値提供を目指すなど、デジタルテクノロジーを活用したビジネスの変革 (DX) に取り組んでおります。一方で、デジタル社会への対応には内部リスクと外部リスクが存在しております。

内部リスクとしては、DXを実行する社内リソースの不足により、デジタル社会を前提としたお客さまのご要望に迅速に対応できないことや、業務効率化、経営効率化が進まずに事業全体の業績や財務状況、今後の経営計画の実行への悪影響を与える可能性があります。また、新システム導入や更改、日々のシステム運用の中で不測の障害が発生することで、実店舗およびオンライン上の営業活動に支障をきたす可能性があります。

外部リスクとしては、デジタル社会の負の側面としてオンライン上での詐欺犯罪が増加しております。当社グループのECサイトにおいても不正利用の発生件数の増加傾向が見られ、対応が不十分な場合は財務に損失を与える可能性があります。

(対 応)

- ・デジタルテクノロジーやデータの活用に長けた専門組織の設置と人材育成や、各部門へのデジタル人材の配置を行い、グループ全体としてDXを実行する社内リソースの強化を図っております。
- ・システム部門による障害発生の事前防止活動とともに、システム部門と営業部門が一体となり障害発生時の損失を極小化する対応力向上を図っております。

- ・オンライン上の不正な行為を抑止する技術的対策の導入を、より一層強化してまいります。
- ・仮想空間プラットフォーム、AIを組み合わせた顧客データ分析など、新しいデジタルテクノロジーを活用したビジネス価値創造に持続的に取り組み、デジタル社会の発展に適應してまいります。

(2) サステナビリティ経営の推進：影響度 大

(リスク)

昨今世界各地において気候変動による自然災害の頻発・甚大化や格差の拡大等、様々な環境・社会課題が顕在化してきております。そのような背景から各企業はサーキュラーエコノミー社会の推進、人権の尊重、地域社会への貢献、ESG経営、SDGsへの取り組みといったような社会的責任の追及に根差したビジネスモデルを推進しております。しかし、このような社会の潮流に対して当社グループの対応が不十分であり、且つ遅れをとった際には、時代とともに地域とお客さまと進化してきた百貨店事業の根幹を否定することとなり、社会的な信用の失墜や資金調達が困難となることから企業経営の存続と財務状況に悪影響を与える可能性があります。

そして、気候変動による環境規制の強化やエネルギー価格高騰による設備費増や商品価格への影響は、当社グループビジネスの財務に影響を与える可能性があります。

(対応)

- ・当社グループではサステナビリティを推進するにあたり基本方針を策定し、CEOを議長とするサステナビリティ推進会議を組織し定例会議を実施しております。また、従業員に向けた教育を実施し、当社グループを取り巻く環境への理解を深め、社内での様々な環境や社会に対する課題解決への取り組み施策を実施しております。
- ・当社グループはTCFDへ賛同しており、気候変動拡大によるリスクの把握と当社の財務への影響を分析し、情報開示を行っております。そして「三越伊勢丹グループ2030年環境中期目標」及び「三越伊勢丹グループ2050年環境長期目標」を設定し、低炭素社会の実現に向けた様々な取り組みを推進しております。
- ・当社グループのサステナビリティの基本方針に適合した各店舗での商品・サービスの提供及び建物への新技術の導入を進め環境負荷削減を推進しております。
- ・責任ある調達を実現するためにお取引先に対し「サステナビリティ調達に関するアンケート」を実施しサプライチェーン上の課題抽出を図っております。

(3) ビジネスモデルの変化への対応：影響度 大

(リスク)

当社グループの主要事業である百貨店事業は、マスマーケティング型のビジネスモデルに重きを置いておりましたが、近年のデジタル化の加速と情報化社会の進化によりお客さまの価値観、消費行動は大きく変化を遂げております。このような時代の変化に対応したビジネスモデルへの転換が遅れますと、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、同業・異業態の小売業他社との競争があり、現在では業界外部・内部からの業界再編の動きが活発化しております。また、業界自体の需要は事業展開する国内・海外各国における気候状況や政治状況、景気動向・消費動向等の経済情勢、少子高齢化といった人口動態の変化や所得の二極化といった社会情勢に大きな影響を受けます。従って、これらの要因や不測な社会情勢の変化に対し当社グループの対応が不十分でありますと業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対応)

- ・当社グループは中期経営計画にて上記のリスクを加味した上で新しいビジネスモデルの確立が必須であるという認識のもと、多岐にわたる事業の強化を図ってまいります。
- ・基本戦略として "高感度上質" 戦略を策定し、生活にこだわりを持ち上質で豊かな生活を求めるお客さまに向けた実店舗の構築や外商改革を進めるとともに、全国のお客さまに向けた、デジタル技術を駆使した、新たな購買体験等の提供を促進しております。
- ・百貨店事業以外のビジネスとして首都圏及び地域の保有不動産の再開発や新興国での不動産プロジェクトへの参入といった事業の強化を行っております。

(4) 海外事業におけるリスク：影響度 中

(リスク)

当社グループでは、百貨店事業では東南アジア、中国、台湾、米国での店舗の営業の他、不動産事業においても海外に参画しております。これらの売上、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円

換算されており為替変動の影響を受けております。また事業展開をする各国において、事業・投資の許可、税制等、さまざまな政府規制や法制度の適用を受けております。

そして海外での事業展開には、従業員の安全管理上の問題、海外現地法規制への対応不備による違反金の支払い義務の発生、コミュニケーション不足、テロ・戦争・政治・宗教その他の要因による政治・経済的情勢不安や社会的混乱、現地のガバナンス不全等の地政学リスクが内在しております。

これらのリスクにより、当社財務への損害だけでなく、海外実店舗の物的・人的損害の発生や事業の停止・撤退を余儀なくされる可能性があります。また、商品供給網においても、現地法人やお取引先を介してのグローバルな取引が多くあり、商品供給の停滞、遅延が発生する可能性がございます。

特に、直近のウクライナ情勢による影響は、商品価格の高騰及び商品供給のリードタイムの長期化や停滞、エネルギーコストの高騰、海外駐在員の安全等、当面の間、注視する必要があると捉えております。

(対応)

- ・当社グループ従業員の海外赴任前教育等による安全教育機会の提供を実施しております。
- ・海外拠点とのリモート会議やタイムリーな現地リスク情報の共有等、定期的なコミュニケーションを実施し連携を図っております。
- ・事件事故や有事の発生時におけるレポートラインの確立と、日本と海外拠点が一体となった組織的対応の実施計画を策定しております。
- ・資金管理等においては銀行のシステムを利用し日本側からのモニタリング体制を構築しております。
- ・ガバナンス強化の一環として、海外拠点を対象に内部通報制度を導入し社外の通報窓口を設置し運用しております。

(3.財務リスク)

(1) 企業(被)買収：影響度 大

(リスク)

外部環境として、事業の多角化や再構築を図る企業が増加傾向にあることや業界再編の動きが活発化しており、企業買収・合併はグローバルに増加しております。当社グループの取り巻く様々な状況及び理由から、企業価値や株価向上に繋がらない短期的な視点での敵対的買収や中長期的な価値向上に資さない買収が発生する可能性がございます。

(対応)

- ・事業ポートフォリオの明確化とIRポリシーを制定し、お客さま・株主の皆様への情報公開を積極的に行っております。
- ・企業価値向上を目的とした経営戦略、財務の具体的なKPI、収支構造改革を公表し実行に移しており、財務戦略としては「事業の収益性」、「バランスシートの内容の最適化」、「資本の効率性」の3要素を推進し、さらなる営業キャッシュ・フローの創出を図ってまいります。

(2) 資金調達：影響度 中

(リスク)

当社グループでは、多角化した事業を展開しております。今後の経営計画として不動産事業の強化を目指しており国内不動産の有効活用や海外不動産案件の参画を目指しております。そのため、保有不動産の建て替え、改修等で今後多くの資金需要が発生する可能性がございます。当社グループの業績の悪化や格付けの変更、更には政策の転換による金融市場における資金調達コストの上昇等により資金調達が困難になった場合は、当社グループの財務状況への悪影響と事業計画の実行の遅延及び戦略の変更を余儀なくされる可能性がございます。

(対 応)

- ・ 将来の投資への備えと不測の事態にも対応しうる財務基盤の強化に努めており、具体的には純有利子負債 ÷ EBITDAの具体的な目標数値を設定し、その実現を目指すと共に営業キャッシュ・フロー、投資キャッシュ・フロー、有利子負債削減、株主還元のバランスの取れたキャッシュアロケーションを実施してまいります。
- ・ 潤沢な資金調達を可能とするために、資金調達手法の多角化を推進しております。

(4, 人事・労務リスク)

(1) 人材確保の激化：影響度 大

(リスク)

人材獲得競争の激化が国内のみならずグローバルに発生しており、当社グループにおいても昨今のデジタル技術の進化に伴うデジタル人材や新規事業を始める際に各分野の専門的知見をもつ人材の育成、確保は急務と認識しております。更に、ダイバーシティ&インクルージョンの推進としてハイブリッド勤務の導入を実施するなど個人のライフスタイル、ライフステージに対応した人事制度の設計を行っております。しかし、当社グループが、競争が激化する中で人事制度の設計不備等により、高度なスキルを有する人材の確保が図れなかった際には当社グループの目指す経営目標の達成や事業の存続に影響を及ぼす可能性があります。

(対 応)

- ・ 全従業員が部署や事業を通して従来の縦割り型から脱却を図り協業しやりがいと誇りを持てる風土を醸成することを当社の人事制度の方向性として定めております。
- ・ 定期的な人事制度の見直し及び、従業員のモチベーションの向上を図るべく教育制度やグループ内出向及び外部出向を拡充しており、自己啓発や公募制度を通じた社内外での人材交流の活発化を行うことで人材強化を達成する制度設計を実施しております。
- ・ ライフワークバランスを尊重し個人のライフスタイルに合わせた多種多様な働き方を認める各種制度を実施しております。

(5, オペレーショナルリスク)

(1) 商品取引上のリスク：影響度 大

(リスク)

当社グループは、百貨店事業を中心として事業展開を行っております。当該事業は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を始めとする経済法や各種消費者保護法、また営業許認可に関わる各種業法の適用を受け、お取引先との取引においても、消費者との取引においても、競争力や情報量の格差に乗じた不当な拘束等を排除し公正な取引を行うことが求められています。これらの法規制を遵守できなかった場合、社会的信用の失墜、行政処分による当社グループの活動の制限、売上の減少や損害賠償金の支払い、罰金・課徴金の支払い等による財務上の損失が発生するなど、当社グループの事業継続に大きな影響が生じることが考えられます。

なかでも食料品販売から飲食サービスまで多岐にわたる食品衛生に関わる事業においては、アレルギー表記の不備等が原因となる食物アレルギー有症事故や、調理者の健康管理不良や食材管理不良等に伴う食中毒が発生した場合、お客さまへの重篤な健康被害、営業停止や罰則などの行政処分、社会的信用の失墜による売上の減少や損害賠償金等の支払いが発生し財務状況に悪影響を与える可能性がございます。

(対 応)

- ・ グループ全体の商品取引における法令遵守体制を構築するために、下請代金支払遅延等防止法や不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律に則したガイドラインやマニュアルを整備し、法改正やオペレーションの見直し等時宜に適った改定を行い、社内に周知しております。
- ・ コンプライアンス推進部会を組織しており定例会議を開催し、法改正等への対応の指針の策定と社内懸念事項の報告及び解決に向けた取り組みを強化しております。
- ・ 従業員やお取引先から派遣いただく社員に対し、法令、社内規程、倫理観を重視したコンプライアンスカルチャーを醸成するため様々な教育実施と、法令違反や社内規程に反する行為がないかの定期的な点検の実施を行っております
- ・ 万が一、事件・事故が発生した際には各ガイドラインとレポートラインに則った関連部署間での連携による解決を図り、その後事例を社内にて共有し再発防止に努めております
- ・ 食品衛生の基本となるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画書を策定し、お取引先まで共有することで食品衛生確保の網羅性を図っております。計画書に基づいた日々の記録と保管を徹底し、定期的な点検を実施することで、法令遵守と食中毒予防の両面からお客さまの安全確保に取り組んでおります。

- ・アレルギー有症事故を予防するため、正しいアレルギー情報を提供するためのマニュアルと社内体制を整備しております。アレルギー情報が正しく提供されていることを定期的に点検すると共に、お客さまとも積極的なリスクコミュニケーションを日々推進しております。

(2) 個人情報の漏洩・紛失等：影響度 大

(リスク)

昨今、旧来の個人情報保護の観点のみならず、個人情報を用いたビジネスの拡大や新規ビジネスの創出に伴う個人情報の漏洩・不適切利用事案の増加から、消費者の個人情報保護への意識と利用状況への関心が高まっております。また個人情報に関する各国法も相次いで整備される中、越境移転も踏まえた、厳重な管理体制や厳格な目的内利用の仕組みの構築が、企業に求められております。

当社グループでは百貨店業、クレジット・金融・友の会業、情報処理サービス業を中心に、多くのお客さまの個人情報をお預かりし管理しておりますが、犯罪等により外部に漏洩した場合や管理体制の不備により紛失した場合、また個人情報の保護に関する法律等の法令違反が発覚した場合には、損害賠償費用や罰金などの費用の発生、さらには当社グループの社会的信用の失墜による売上の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(対 応)

- ・適切な個人情報の取得及び利用のための自主基準やマニュアルを策定し、これらに基づいて管理システム・社内管理体制を整備し、実店舗からオンライン環境に至る全ての事業環境において日々厳重に個人情報の管理を実施しております。
- ・個人情報を含む情報セキュリティ体制の策定と周知の徹底を行い、さらに継続的な見直しとモニタリングを実施しております。
- ・対応スキルの維持向上を目的として従業員に向けた教育を実施しリテラシーと意識の向上を図っております。
- ・行政によるデジタル社会の形成に向けた法整備状況、個人情報の保護に関する法律を始めとした法規制やガイドライン等への対応を図っております。
- ・外部の専門団体に加盟し、他社発生事象の情報共有を含め専門的な知見からなる指摘を受けながら外部環境変化に即した制度設計を図っております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前期比（％）を記載せずに説明しております。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済の状況は、新型コロナウイルス感染症拡大により、企業の経済活動や個人の消費活動が制限される等の影響を受け、2021年7-9月期の実質GDPはマイナス成長となりました。その後、ワクチン接種が進んだことで感染者数は減少し、2021年9月末には緊急事態宣言が解除され、経済活動の回復が進んだことから、2021年10-12月期の実質GDPはプラス成長に転じました。

しかしながら、年明け以降はオミクロン株の流行に伴う感染再拡大によって、まん延防止等重点措置の適用による人流抑制等の影響で、消費マインドが再び後退局面を迎えるなど、厳しい事業環境が続きました。

また、ウクライナ情勢の緊迫化に伴い、原油等のエネルギーや穀物の価格が高騰するなど先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、2021年11月に新たな中期経営計画（2022年度-2024年度）を策定し、長期に目指す姿を「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中核とした小売グループ」とし、ただちにその取り組みをスタートさせました。

長期に目指す姿の実現に向けては、再生・展開・結実の3つのステップで戦略を推進いたします。再生フェーズでは、「科学の視点」と「パーソナルマーケティング」によりビジネスモデルを変革し、百貨店の再生と識別顧客を増加させてまいります。展開フェーズでは、識別顧客に向けてグループ全社による「連邦戦略」で、お客さまの幅広いニーズにお応えいたします。結実フェーズでは、連邦戦略を発展させ三越伊勢丹まち化モデルを確立いたします。

具体的には、まず「高感度上質店舗の構築」として、伊勢丹新宿本店はファッション、三越日本橋本店は伝統・文化・暮らし、に注力した店づくりの計画に着手いたしました。

「(個人)外商の改革」に向けた取り組みとしては、2021年度下期に外商バイヤーを設置し、外商セールスと外商バイヤーが連携して、お客さまのご要望を感動的に解決、関心事に対して革新的に提案する等、ダイレクトマーケティングを両本店で先行して着手いたしました。加えて、お客さまのニーズに幅広くお応えするため、従来は取扱いのなかった商品やサービスの拡大に取り組みました。2022年4月には、これらの取り組みを深化させるため、両本店の個人外商組織と法人外商組織を統合した「外商統括部」を新設いたしました。

国内の高感度上質消費の拡大に向けては、拠点ネットワークの構築、すなわち両本店と支店、首都圏店舗と地域店、母店と中小型店、それぞれの店舗間連携を強化いたしました。その連携強化に向け、デジタルネットワークとセールスネットワークを構築するとともに、コンテンツの拡充にも取り組みました。

2021年10月、松山三越が、地元企業との協業による食・美・健康をテーマとした新たなコンテンツの拡充や、リモートショッピング等を提供するデジタルサロンを設置し、百貨店とテナントショップのハイブリッド店舗としてリニューアルオープンいたしました。さらに、高松三越を母店とする三越徳島店、名古屋三越栄店を母店とする三越豊田店について、2022年4月のオープンに向けた準備を進めてまいりました。三越豊田店はデジタルサロン、三越徳島店では外商サロンを設置する等、母店のみならず全国の三越伊勢丹グループ百貨店の店舗間連携により、全国の高感度上質消費の拡充を進めます。

「個客とつながるCRM^{*1}戦略」では、つながる個客数の拡大に向け、2021年5月より首都圏店舗、2022年2月からは全国の三越伊勢丹グループ百貨店において、エムアイカード以外のクレジットカードや現金決済の利用による「三越伊勢丹アプリ」会員へのエムアイポイント付与を開始いたしました。

また、つながる個客の利用額の向上に向け、「三越伊勢丹・カスタマープログラム」を全国の三越伊勢丹グループ百貨店に導入いたしました。今後は、「エムアイカード連携三越伊勢丹アプリ会員」へのポイントインセンティブ施策等、首都圏で先行している取り組み施策を全国の三越伊勢丹グループ百貨店に拡大いたします。

「連邦戦略」では、“連邦推進体制”の確立に向け、2021年度下期に準備組織を発足いたしました。ただちに、百貨店リモデル業務や販促業務のグループ内製化、グループコンテンツを外部企業に向けて販売する“グループ連邦外販”に着手し、2022年1月に開催された「SCビジネスフェア2022」では、グループリソースのカタログ化に

よるパッケージ提案を行いました。今後は、更なる外部委託コストの削減、BtoB外販による収益の拡大に向けた取り組みを進めます。

CRE観点^{*2}での「まちづくり開発」では、高感度上質拠点ネットワークにおける、憧れと共感の象徴となる両本店の将来の在り方の検討を開始いたしました。「新宿三丁目駅前西地区市街地再開発準備組合」への参画、経営レベルでのプロジェクトに加え、若手従業員を中心とした社内横断ランドデザインプロジェクト活動を進めました。2022年度は、景観やデザインを含む、まちづくりのコンセプトフレームの策定に着手いたします。

「収支構造改革」では、「百貨店の科学」の視点で、経費や要員などをコントロールするための基準や規律の策定に取り組みました。経費については、売上減少に伴う変動費減少に加え、固定費削減により、損益分岐点売上高を引き下げてきました。要員については、グループ全体での業務オペレーションの見直しによる要員配置の最適化、従業員のマルチタスク化による業務の内製化を進めました。今後も、百貨店の再生に向け、収益性と生産性の最大化に向けた取り組みを進めます。

「サステナビリティ」の取り組みについては、2021年11月に発行した「三越伊勢丹ホールディングスサステナビリティレポート2021」において、中長期の取り組み目標を掲げ、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明いたしました。主な取り組みとして、伊勢丹新宿本店では、AIスマート空調による省エネ化へのトライアルを推進中のほか、伊勢丹浦和店では、2022年3月に100%実質再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを行いました。また、三越伊勢丹では、彩りある豊かな未来へ向けて「想像力を働かせ、真摯に考えることからスタートする」という想いを込めた「think good」という合言葉のもと、百貨店の本業を通じたサステナビリティ活動をスタートいたしました。今後も、お客さま、お取引先、地域社会など、あらゆるステークホルダーの皆さまとともに、持続可能で豊かな未来を実現すべく、当社独自の取り組みの拡大を進めます。

上記の取り組みを進めた結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は418,338百万円（前連結会計年度は816,009百万円）、営業利益は5,940百万円（前連結会計年度は営業損失20,976百万円）、経常利益は9,520百万円（前連結会計年度は経常損失17,171百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,338百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失41,078百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は493,775百万円減少し、営業利益は114百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は155百万円増加しております。

*1 CRM = カスタマー・リレーションシップ・マネジメント

*2 CRE = コーポレート・リアル・エステート

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

百貨店業

第2四半期までは新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用に伴い、首都圏店舗を中心に部分的な休業や時短営業を余儀なくされる等、厳しい事業環境が続き、来店客数、売上ともに低迷いたしました。2021年9月末の緊急事態宣言解除後は、感染者数が低水準で推移し来店客数が回復、第3四半期の首都圏店舗においては、コロナ前水準の2019年度を上回る売上高となりました。2022年1月にはまん延防止等重点措置が再び適用され、月末にかけて連日過去最大の感染者数を更新して推移した影響を受け、回復基調にあった来店客数、売上高が再び減少いたしました。2月以降は増加に転じて推移いたしました。

国内百貨店では、首都圏店舗で先行導入している「三越伊勢丹アプリ」「三越伊勢丹リモートショッピングアプリ」を2022年2月から三越伊勢丹グループ百貨店でも導入・トライアルし、店舗間連携の構築およびつながる個客数の拡大と利用額の向上に向けた取り組みを進めました。

海外百貨店では、ゼロコロナ政策を続ける中国の各店で回復にバラつきがあったものの、経済活動の再開が順調に進んだシンガポール、米国が業績回復を牽引し、全体では営業黒字となりました。ローマ三越につきましては、新型コロナウイルス感染症による日本人観光客低迷の長期化が想定されるため、2021年7月に閉店いたしました。

オンラインでは、各事業での会員数、売上の拡大に努めたほか、三越伊勢丹オンラインについては収支構造改革を実行し、宣伝費や物流費の最適化、コンタクトセンターの内製化等に着手し、外部委託コストの削減に取り組みました。化粧品ECサイト「meeco（ミーコ）」では、高単価のスキンケアアイテムや限定品が好調で、会員数についてもミレニアル世代を中心に順調に拡大しております。ふるさと納税事業は、外商顧客を中心にエムアイカード会員へのアプローチ強化、バイヤー厳選による品揃えの強化により会員数や寄付金額が伸びました。また、ギフトECサイトの「MOO:D MARK by ISETAN（ムードマークバイセタン）」は、気軽に贈り物ができるソーシャルギフトとして、上質かつ幅広いテイストの品揃えが20-30代の女性を中心に支持され、会員数、売上高ともに大き

く伸ばいたしました。「仮想都市のコミュニケーションプラットフォーム」がコンセプトのVRを活用したスマートフォン向けアプリ「REV WORLDS（レヴワールズ）」では、出店ブランド数が約450、出品アイテム数は約1,250まで拡大し、百貨店店舗と連動した化粧品、クリスマスキャンペーン企画等の展開、外部企業との連携によるコンテンツの拡充にも取り組みました。

これらの取り組みの結果、百貨店業における営業損失は前期から改善いたしました。

このセグメントにおける売上高は373,932百万円（前連結会計年度は752,131百万円）、営業損失は6,339百万円（前連結会計年度は営業損失30,302百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は487,787百万円減少し、営業損失は33百万円減少しております。

クレジット・金融・友の会業

株式会社エムアイカードでは、百貨店カードおよび外部企業との提携カードの新規会員獲得や利用促進による取扱高の拡大に取り組みました。第2四半期までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け計画を下回って推移いたしました。緊急事態宣言解除後の9月末以降は、低迷が続いていた交通・旅行・飲食領域を中心にカード利用が回復したことで取扱高は堅調に推移し、営業施策費の最適化、外部委託費等のコスト削減を進めました。

これらの取り組みの結果、クレジット・金融・友の会業の営業利益は前期を上回る結果となりました。

今後は、決済データを活用した販促アプローチや、百貨店カードのラインナップと付帯サービスの強化、「連邦戦略」による外部企業とのアライアンス推進による会員基盤の拡大に取り組みます。また、カード決済データを活用したデータマーケティング等の新規ビジネス開発にも着手し、より一層の収益基盤の拡大を目指します。

このセグメントにおける売上高は30,498百万円（前連結会計年度は32,542百万円）、営業利益は6,070百万円（前連結会計年度は営業利益4,450百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2,449百万円減少し、営業利益は80百万円増加しております。

不動産業

不動産業では、保有物件における賃料収入が安定的に推移いたしました。

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインでは、主要事業の建築・デザイン事業において、コロナ禍での工事延期等の影響を受け、2022年3月期の完工物件は減少いたしました。グループ内における店舗リモデル工事の請負や、売上原価の圧縮に努めた結果、営業黒字となりました。今後は、「連邦戦略」の一翼を担うグループ企業として収益基盤の拡大を目指します。

このセグメントにおける売上高は18,072百万円（前連結会計年度は28,367百万円）、営業利益は5,579百万円（前連結会計年度は営業利益5,440百万円）となりました。なお、不動産業セグメントにおいては収益認識会計基準等の適用による売上高及び営業利益への影響は軽微であります。

その他

株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートでは、グループ内物流事業において、百貨店の売上回復に伴い商品等の荷受業務・館内搬送業務が増加いたしました。グループ外物流事業については、既存クライアントからのスポット業務が増加したほか、製造原価の見直し、新規クライアントの獲得に向けた積極的な営業活動を展開した結果、増収増益となりました。

株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルでは、新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい事業環境が続きました。国内旅行については、百貨店外商顧客を中心に個人手配旅行が堅調な一方で、海外旅行については、オミクロン株の感染拡大やウクライナ情勢の緊迫化によるツアー催行中止等の影響を受け、依然厳しい事業環境が続いております。

「連邦戦略」によるグループ連携強化、「収支構造改革」によるコスト最適化等により、食品卸売事業の株式会社センチュリートレーディングカンパニーは営業黒字に転換し、株式会社三越伊勢丹ギフト・ソリューションズは、減収ながらも増益となりました。

このセグメントにおける売上高は49,571百万円（前連結会計年度は63,656百万円）、営業利益は462百万円（前連結会計年度は営業損失619百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により売上高は3,539百万円減少し、営業利益への影響は軽微であります。

当連結会計年度末の総資産は1,168,574百万円となり、前連結会計年度末に比べ29,728百万円減少しました。これは主に、有利子負債の返済に伴い現預金が減少したことなどによるものです。

負債合計では650,914百万円となり、前連結会計年度末から39,113百万円減少しました。これは主に、総資産減少

と同様に有利子負債の返済などによるものです。

また、純資産は517,660百万円となり、前連結会計年度末から9,385百万円増加しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて18,324百万円減少し、84,472百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、37,914百万円の収入となり、前連結会計年度に比べ収入が36,716百万円増加しました。これは主に、売上高の増加及び収支構造改革等により、税金等調整前当期純利益（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失30,997百万円）が増加したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、17,371百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が12,633百万円増加しました。これは主に、前連結会計年度は連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入があったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、39,927百万円の支出となり、前連結会計年度に比べ支出が69,660百万円増加しました。これは主に、前連結会計年度は長期借入金による資金調達があった一方で、当連結会計年度は長期借入金およびコマーシャルペーパーの返済を行ったことなどによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

b. 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(百万円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度
百貨店業	749,522	372,065
クレジット・金融・友の会業	20,464	17,629
不動産業	26,505	16,199
その他	19,517	12,442
合計	816,009	418,338

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 「収益認識に関する会計基準」等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、前期比(%)は記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（重要な会計上の見積り）に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

1) 概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は418,338百万円（前連結会計年度は売上高816,009百万円）、連結営業利益は5,940百万円（前連結会計年度は営業損失20,976百万円）、連結経常利益は9,520百万円（前連結会計年度は経常損失17,171百万円）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は12,338百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失41,078百万円）となりました。

以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

2) 売上高

連結売上高は、418,338百万円となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が適用され、部分休業や時短営業、外出自粛による消費低迷の影響を受けましたが、お客さまと従業員の安全・安心を最優先に感染防止策を講じながらの営業継続により、総額売上高（「収益認識に関する会計基準」等の適用前の売上高）との比較では96,104百万円の増加となりました。

3) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は237,745百万円となりました。各社で収支構造改革を進め、人件費、業務委託費、宣伝費などの経費削減を進めてまいりました。

4) 営業外損益

営業外損益は3,580百万円の利益となりました。営業外収益には持分法による投資利益2,326百万円、固定資産受贈益1,864百万円等を計上しました。また、営業外費用には固定資産除却損1,605百万円等を計上しました。

5) 特別損益

特別利益として8,431百万円を計上いたしました。主な内容は固定資産売却益4,920百万円等です。また特別損失として6,834百万円を計上いたしました。主な内容は新型コロナウイルス感染症による損失3,126百万円、減損損失1,522百万円、店舗閉鎖損失1,343百万円等です。

6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、十分な流動性の確保及び財務健全性の維持を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出と幅広い資金調達手段の確保に努めております。

運転資金及び収益基盤拡大に必要な投融資資金は、営業キャッシュ・フローに加え、銀行借入金、社債、コマーシャル・ペーパー等により賄っております。

また、一時的な資金不足に備え、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約、並びにコマーシャル・ペーパー発行枠により、十分な流動性を確保しております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年5月12日開催の執行役会において、以下の連結子会社の全株式（発行済株式数の100.0%）をTBCグループ株式会社（以下、TBC）に譲渡することを決定し、同日付で譲渡契約を締結、2021年7月1日に譲渡を完了いたしました。この株式譲渡により、SWPホールディングス株式会社、株式会社ソシエ・ワールド及び台湾施舒雅美容世界股份有限公司は当社グループの連結子会社ではなくなりました。

（1）株式譲渡の理由

SWPホールディングス株式会社は子会社である株式会社ソシエ・ワールドを通じて百貨店を中心とする店舗において、エステティック事業やヘア事業・アイビューティー事業を展開しておりました。

本事業を取巻く環境変化、今後の事業の方向性を勘案した結果、今般以下の連結子会社の全株式をTBCに譲渡することが適切であると判断いたしました。

（2）株式譲渡の相手先の名称

TBCグループ株式会社

（3）株式譲渡の時期

契約締結日 2021年5月12日

株式譲渡実行日 2021年7月1日

（4）当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

SWPホールディングス株式会社

・事業内容 理容業、美容業、化粧品の輸入・製造・販売等を営む会社の株式の保有
当該会社の事業活動の支配及び管理

・当社との取引関係 当社との間で資金の貸付等の取引関係

株式会社ソシエ・ワールド

・事業内容 理容業、美容業、化粧品の輸入・製造・販売等

・当社との取引関係 当社との間で業務委託等の取引関係

（5）譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡後の所有株式数

SWPホールディングス株式会社

・譲渡株式数 61,401株

（議決権所有割合：100.0%）

・譲渡価額 譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。当該価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識していません。

・譲渡後の所有株式数 0株（議決権所有割合：0%）

株式会社ソシエ・ワールド

・譲渡株式数 1株

（当社とSWPホールディングス株式会社の所有株式数を合算した議決権所有割合：100.0%）

・譲渡価額 譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。当該価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識していません。

・譲渡後の所有株式数 0株（議決権所有割合：0%）

（6）譲渡損益

当連結会計年度において、2,240百万円を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

5 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で27,767百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	19,956
クレジット・金融・友の会業	3,027
不動産業	175
その他	4,690
調整額(注)	81
合計	27,767

(注) 調整額 81百万円はセグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

百貨店業においては、(株)三越伊勢丹の各店改修工事等で18,960百万円の投資を実施しました。

その他においては、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、無形固定資産の取得を中心に、4,585百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都新宿区)		事務所等	-	- (-)	4	4	465 [103]

(注) 1 所在地は、登記上のものによっております。

2 帳簿価額のうち「その他」は、器具及び備品であります。

3 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	13,547	35,649 (30)	2,847	52,045	2,534 [1,734]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹新宿本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	30,721	3,129 (20)	2,421	36,272	382 [461]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	114 [384]
(株)三越伊勢丹	伊勢丹浦和店 (埼玉県さいたま市浦和区)	百貨店業	店舗等	5,098	5,254 (5)	485	10,838	137 [389]
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	32,513	110,308 (12)	2,014	144,837	345 [535]
(株)三越伊勢丹	三越銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	18,395	81,736 (4)	693	100,825	315 [320]
(株)三越伊勢丹	静岡伊勢丹店 (静岡県静岡市葵区)	百貨店業	店舗等	2,296	4,121 (6)	123	6,541	121 [185]
(株)三越伊勢丹	新潟伊勢丹店 (新潟県新潟市中央区)	百貨店業	店舗等	4,963	2,911 (7)	607	8,481	207 [329]
(株)三越伊勢丹	仙台三越店 (宮城県仙台市青葉区)	百貨店業	店舗等	3,239	3,849 (5)	586	7,674	170 [271]
(株)三越伊勢丹	札幌三越店 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	3,509	6,779 (3)	217	10,506	34 [189]
(株)三越伊勢丹	札幌丸井今井等 (北海道札幌市中央区)	百貨店業	店舗等	5,324	6,479 (6)	296	12,101	280 [530]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越栄店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	5,233	4,174 (1)	536	9,944	306 [302]
(株)三越伊勢丹	名古屋三越星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中区)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	56 [150]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
㈱三越伊勢丹	広島三越店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	650	684 (1)	144	1,480	71 [147]
㈱三越伊勢丹	高松三越店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	3,645	3,112 (9)	183	6,942	102 [274]
㈱三越伊勢丹	松山三越店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	4,548	1,968 (7)	270	6,787	33 [14]
㈱三越伊勢丹	福岡三越店 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	-	- (-)	-	-	35 [43]
㈱三越伊勢丹	岩田屋本店等 (福岡県福岡市中央区等)	百貨店業	店舗等	4,066	- (-)	567	4,633	436 [459]
㈱函館丸井今井	函館丸井今井等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	719	474 (5)	9	1,204	25 [96]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

2021年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 [名]
				建物及び 構築物	土地 (面積千 ㎡)	使用権 資産	その他	合計	
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール	百貨店業	店舗等	2,230	1,467 (3)	1,725	919	6,342	331 [79]
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール	百貨店業	店舗等	1,644	- (-)	-	328	1,972	475 [5]

(注) 従業員数の[]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間において重要な設備、改修等に係る投資をおよそ25,600百万円予定しております。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

改修

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱三越伊勢丹	東京都 新宿区 等	百貨店業	リモデル等	17,800	-	自己資金等	2022年 4月	2023年 3月	-

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	396,736,654	396,749,154	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在) 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	396,736,654	396,749,154	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)1	250	395,482	132	50,461	132	18,809
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	212	395,694	112	50,573	112	18,921
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	406	396,100	217	50,790	217	19,138
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)1	358	396,459	205	50,995	205	19,343
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	277	396,736	166	51,162	166	19,510

(注) 1 新株予約権の権利行使による増加であります。

- 2 2022年4月1日から2022年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12千株、資本金が7百万円及び資本準備金が7百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	54	39	1,430	324	412	268,598	270,857	-
所有株式数 (単元)	-	1,313,418	78,370	519,265	591,596	962	1,447,861	3,951,472	1,589,454
所有株式数の 割合(%)	-	33.24	1.98	13.14	14.97	0.02	36.64	100.00	-

(注) 1 自己株式15,199,783株は、「個人その他」に151,997単元、「単元未満株式の状況」に83株含まれております。

- 2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	68,034	17.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番12号	24,675	6.47
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,067	3.43
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	8,521	2.23
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16番1号	6,200	1.63
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.49
三越伊勢丹グループ従業員持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	4,756	1.25
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,541	1.19
JP MORGAN CHASE BANK 85781(常 任代理人 株式会社みずほ銀行決 済営業部)	25 BANK STREET,CANARY WHARF,LONDON,E14 5JP,UNITED KINGDOM (東京都港区南2丁目15-1)	4,533	1.19
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	3,975	1.04
計		144,003	37.74

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数68,034千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数24,675千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 4 2022年3月22日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社が2022年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2022年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	25,600	6.45
計		25,600	6.45

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,199,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 379,947,500	3,799,475	-
単元未満株式	普通株式 1,589,454	-	-
発行済株式総数	396,736,654	-	-
総株主の議決権	-	3,799,475	-

- (注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	15,199,700	-	15,199,700	3.85
計	-	15,199,700	-	15,199,700	3.85

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	41,313	5,793,633
当期間における取得自己株式	726	718,704

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求7,113株及び譲渡制限付株式の無償取得34,200株によるものです。

2. 当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取請求によるものです。

3. 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求に よる売渡し)	514	420,571	60	72,504
その他(譲渡制限付株式報酬による 自己株式の処分)	244,500	193,399,500	-	-
保有自己株式数	15,199,783	-	15,200,449	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としておりますが、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配を目指してまいります。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2021年11月10日取締役会	1,907	5.00
2022年6月27日定時株主総会	1,907	5.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、経営機構改革とあわせて、コーポレート・ガバナンス改革を推進します。

その一環として、一層のガバナンスの高度化を図ることを目的に、機関設計として指名委員会等設置会社を選択しております。企業活動の透明性を確保し、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わる全てのステークホルダーの皆さまに対し提供すべきさまざまな価値の創造に努め、皆さまからより一層信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、「執行」と「監督」の役割を明確に分離し、取締役会の監督・モニタリング機能強化と迅速な業務執行の実現のために、機関設計として指名委員会等設置会社を選択しております。

取締役会の過半数を独立社外取締役で構成するとともに、社外取締役が過半数を占める法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、社外取締役主導のもと客観性・透明性高い監督体制を構築しております。

取締役会に諮る付議基準は、法令で定められるものに加え、定款および「取締役会規程」等の社内規程にて明確に定めております。その他の重要事項は、経営の機動性を高めるべく、執行役に権限を委譲しております。

取締役会

取締役会の役割

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、グループの大局的な方向付けと業務執行に対する監督・モニタリングに特化することを通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

取締役会の構成

取締役会は、高い倫理観とともに幅広くかつ専門性の高い知識や、特定事業領域における知見、企業経営経験等に基づくスキルを有した多様なメンバーで構成されるものとします。特に社外取締役については、実業界で経営・執行経験を十分に積んだ方をはじめとして異なる分野から招聘するとともに、取締役会の多様性の確保に十分に留意した人選を行います。

取締役の人数は、定款で「15名以内」と規定のうえ、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる人数とします。また、客観性・透明性高い監督機能を発揮するため、取締役会の過半数を独立社外取締役とします。なお、社外取締役については、(2)(役員状況)に記載のとおり、全員が当社の独立性基準を満たしております。

取締役会議長については「取締役会規程」において非業務執行取締役とすると定めており、2021年4月からは社外取締役が務めております。

取締役会の実効性の分析・評価

当社は、社外取締役を含む取締役の自己評価アンケートやインタビュー等を通じて、取締役会の実効性に関する分析を、第三者機関による視点も踏まえ継続的に実施します。当該分析結果をもとに、取締役会でその実効性の向上について討議するとともに、アクションプランの策定・実行を通して、改善を図ります。

社外取締役を中心とした会合等

当社は、社外取締役のみで構成されるミーティングを定期的に開催し、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ります。あわせて、当該ミーティングに代表執行役社長や社内非業務執行取締役等を定期的に加えることで、取締役全員に情報交換の機会を提供します。

取締役のトレーニング

当社は、取締役・執行役に対し、求められる役割・責務に応じた知識の習得、スキルの向上を目的とした継続的なトレーニングを実施します。特に、社外取締役に対しては、就任前における当社の現状理解および課題認識の促進、就任後の継続的な情報更新機会および情報交換機会を確保します。

法定3委員会

指名委員会

指名委員会の役割

指名委員会は、社外取締役の主導で役員の「指名」に関する審議や意思決定を行います。

指名委員会の構成

委員の員数は5名程度とし、その過半数を社外取締役で構成（うち1名以上は監査委員会の委員を兼ねる）します。委員は取締役会の決議により選定し、委員長は、委員である社外取締役から選定します。

指名委員会の審議・決定内容

業績指標等の定量情報や人事考課等の定性情報、第三者機関による客観的評価等の提供に加え、対象者と社外取締役との面談等の接点を確保し、CEOの再任可否の判断や後継者計画（サクセッションプラン）の審議、株主総会に提出する取締役の選解任議案の決定、取締役会で決議する法定3委員会の委員案や執行役等の役員人事案の審議を行います。

報酬委員会

報酬委員会の役割

報酬委員会は、企業価値向上に向けた役員のインセンティブにつながる報酬制度をもとに、社外取締役の主導で役員の「報酬」に関する審議や意思決定を行います。

報酬委員会の構成

委員の員数は3名以上5名以下とし、その過半数を社外取締役で構成します。委員は取締役会の決議により選定し、委員長は、委員である社外取締役から選定します。

報酬委員会の審議・決定内容

企業価値向上に向けた役員のインセンティブにつながる役員報酬制度の課題と方向性を審議の上、業績指標等の定量情報や人事考課等の定性情報を含む客観的指標を活用し、個別報酬案の妥当性を判断し決定します。

監査委員会

監査委員会の役割

監査委員会は、執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査、および会計監査人の選解任等に関する株主総会提出議案の内容の決定等を行い、監査を通じた取締役会の監督機能を担います。

また、会計監査人、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携して、グループ全体の監査体制を構築します。

監査委員会の構成

委員の員数は5名程度とし、過半数の社外取締役（うち1名以上は指名委員会の委員を兼ねる）および常勤委員である社内非業務執行取締役による構成とします。また、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選定します。委員は取締役会の決議により選定し、委員長は、委員である取締役から選定します。

監査委員会の活動

監査方針および監査計画を定め、リスクマネジメントに関する報告、内部監査部門からの報告、会計監査人からの報告等を聴取し、また執行部門に対する業務執行状況のヒアリング等を行います。

また、監査の質の向上のため、会計監査人および内部監査部門と、監査結果等について情報交換を行う等の適切な連携をはかります。

取締役会及び各委員会の構成（：委員長、：委員）

取締役会の構成員	役職	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
赤松 憲	取締役 会長			
細谷 敏幸	取締役 代表執行役社長 CEO			
竹内 徹	取締役 代表執行役副社長 CMO			
石塚 由紀	取締役			
飯島 彰己（社外）	取締役			
土井 美和子（社外）	取締役			
小山田 隆（社外）	取締役			
古川 英俊（社外）	取締役			
橋本 副孝（社外）	取締役 取締役会議長			
安藤 知子（社外）	取締役			
委員会委員数	社内取締役	1	0	2
	社外取締役	4	3	3
	合計	5	3	5

執行役および執行役会

執行役の役割

執行役は、業務執行を担う機関として、取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、取締役会から委任を受けた業務執行の決定と業務の執行を行います。

職務分掌

代表執行役社長は、会社業務の最高責任者として会社を代表し、取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、会社業務を統括します。

その他執行役は、代表執行役社長を補佐するとともに、基幹部門を束ねるチーフオフィサーを担います。

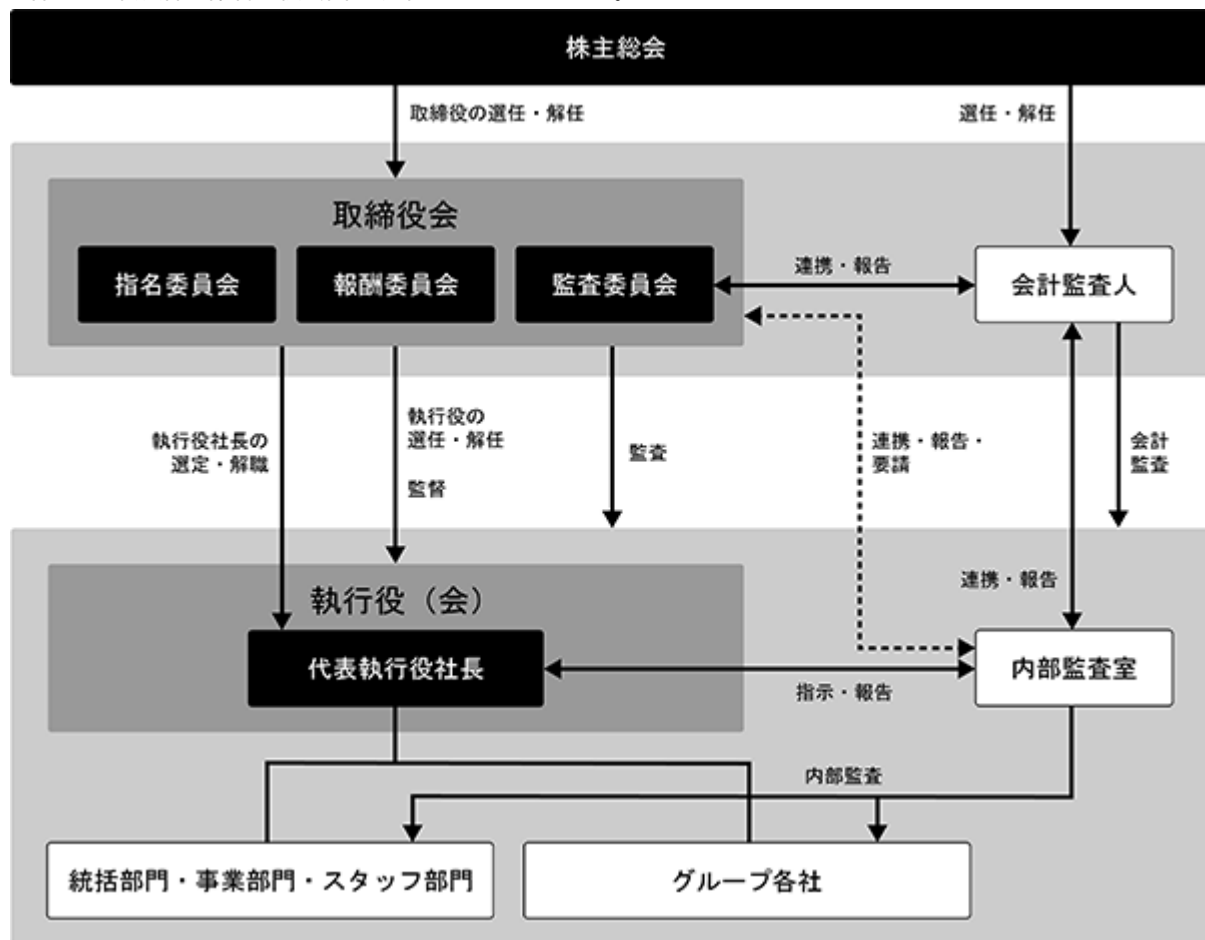
執行役会

執行役会は、業務執行に係る重要事項等の決裁、ならびにグループ全体にかかる事業戦略および複数のグループ各社に関連する横断的な問題等の審議および意思決定を行います。

執行役会の構成

執行役会は、取締役会から授権された執行役全員で構成します。

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るべく、業務の適正を確保するために、以下の内部統制システム構築の基本方針を実践しています。

1. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法416条1項1号ホ、会社法施行規則112条2項4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り定例開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2．リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項2号）

- (1)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3．財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関するIT（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 執行役会議事録
 - 計算書類
 - 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - その他取締役会が決定する書類
- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5．効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役員にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。
- (5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号）

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

a. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」（会社法施行規則112条2項5号イ）

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

b. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則112条2項5号ロ）

(1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。

(2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

c. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ハ）

(1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取り締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。

d. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則112条2項5号ニ）

(1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

(2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」（会社法施行規則112条1項1号、2号、3号）

(1) 監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。

(2) 監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。

(3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。

(4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

8. 監査委員会への報告に関する体制

a. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」（会社法施行規則112条1項4号イ）

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」（会社法施行規則112条1項4号ロ）

- (1)取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2)子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
 - (3)当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。
- b. 「aの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項5号）
- 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則112条1項6号）

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則112条1項7号）

- (1)監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2)監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3)内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役および社外取締役と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は㈱三越伊勢丹ホールディングス、㈱三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、填補の対象外としています。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

(b)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

(c)自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

(d)取締役及び執行役の責任軽減

当社は、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

男性9名 女性3名 (役員のうち女性の比率25.0%)

取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	赤松 憲	1952年9月5日生	1975年6月	株式会社三越入社	注2	48
			2006年2月	同執行役員業務部長		
			2007年2月	同執行役員グループ業務部長		
			2007年5月	同取締役上席執行役員グループ業務部長		
			2008年4月	当社取締役常務執行役員管理本部長 株式会社三越取締役		
			2009年4月	株式会社伊勢丹取締役		
			2013年4月	当社取締役常務執行役員業務本部長 株式会社三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長		
			2016年6月	新光三越百貨股份有限公司董事 (現任)		
			2017年5月	当社顧問 日本百貨店協会会長		
			2017年6月	当社代表取締役会長 株式会社三越伊勢丹代表取締役会長		
			2019年4月	株式会社三越伊勢丹取締役会長		
			2020年6月	当社取締役会長兼取締役会議長		
			2021年4月	当社取締役会長(現任)		
取締役 代表執行役社長 CEO	細谷 敏幸	1964年7月1日生	1987年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	52
			2015年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員営業 本部商品統括部婦人雑貨統括部長		
			2016年4月	同執行役員営業本部商品統括部婦 人雑貨統括部長兼営業本部商品統 括部特選・宝飾時計統括部長		
			2017年4月	当社執行役員経営戦略本部経営企 画部長		
			2018年4月	株式会社岩田屋三越代表取締役社 長執行役員		
			2021年4月	当社代表執行役社長CEO 株式会社三越伊勢丹代表取締役社 長執行役員(現任)		
			2021年6月	当社取締役代表執行役社長CEO (現任)		
			2021年8月	新光三越百貨股份有限公司董事 (現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役 代表執行役副社長 CMO (チーフ・マーチャング イジング・オフィサー)	竹内 徹	1960年 5月21日生	1983年 4月	株式会社伊勢丹入社	注 2	58
			2011年 4月	株式会社三越伊勢丹常務執行役員 営業本部MD統括部長		
			2013年 4月	当社常務執行役員 株式会社札幌丸井三越代表取締役 社長執行役員		
			2016年 4月	当社常務執行役員グループ人財本 部長 株式会社三越伊勢丹常務執行役員 グループ人財本部長		
			2017年 4月	株式会社三越伊勢丹取締役専務執 行役員百貨店事業本部長兼商品統 括部長		
			2017年 6月	当社取締役		
			2018年 4月	株式会社三越伊勢丹取締役専務執 行役員百貨店事業本部長		
			2019年 4月	当社代表取締役副社長執行役員 C MO CMO(チーフ・マーチャング イジング・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹取締役 株式会社名古屋三越取締役 株式会社岩田屋三越取締役		
			2020年 4月	当社代表取締役副社長執行役員 C MO CMO(チーフ・マーチャング イジング・マーケティング・オ フィサー)		
			2020年 6月	当社取締役代表執行役副社長 C M O		
			2021年 4月	当社取締役代表執行役副社長 C M O(現任) CMO(チーフ・マーチャング イジング・オフィサー) 株式会社三越伊勢丹副社長執行役 員MD統括部長 株式会社札幌丸井三越取締役		
			2022年 4月	株式会社三越伊勢丹副社長執行役 員営業本部長(現任)		
取締役	石塚 由紀	1962年 6月11日生	1985年 4月	株式会社伊勢丹入社	注 2	29
			2015年 4月	株式会社三越伊勢丹執行役員営業 本部エリア・チャンネル事業統括部 伊勢丹立川店長		
			2017年 4月	当社執行役員 株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ ソリューションズ代表取締役社長		
			2021年 4月	株式会社仙台三越代表取締役社長		
			2022年 4月	当社執行役員取締役会室付		
2022年 6月	当社取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	飯島 彰己	1950年9月23日生	1974年4月 2008年4月 2008年6月 2008年10月 2009年4月 2015年4月 2016年6月 2018年6月 2019年6月 2021年4月 2021年6月	三井物産株式会社入社 同常務執行役員 同代表取締役常務執行役員 同代表取締役専務執行役員 同代表取締役社長 同代表取締役会長 株式会社リコー社外取締役 (現任) ソフトバンクグループ株式会社社 外取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 日本銀行参与(現任) 三井物産株式会社取締役 同顧問(現任) 武田薬品工業株式会社社外取締 役(現任)	注2	3
取締役	土井 美和子	1954年6月2日生	1979年4月 2005年7月 2006年7月 2008年7月 2014年4月 2015年6月 2017年4月 2019年6月 2020年4月 2020年6月	東京芝浦電気株式会社(現 株式 会社東芝)入社 株式会社東芝研究開発センター ヒューマンセントリックラボラト リー技監 同研究開発センター技監 同研究開発センター首席技監 独立行政法人(現 国立研究開発 法人)情報通信研究機構監事(非 常勤)(現任) 株式会社野村総合研究所社外取締 役 奈良先端科学技術大学院大学理事 (非常勤)(現任) 当社社外取締役(現任) 東北大学理事(非常勤)(現任) 株式会社SUBARU社外取締役 (現任) 日本特殊陶業株式会社社外取締 役(現任)	注2	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	
取締役	小山田 隆	1955年11月2日生	1979年4月	株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	注2	8
			2009年1月	株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 常務執行役員		
			2009年6月	同常務取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2012年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員		
			2013年5月	同専務執行役員		
			2014年6月	同副頭取		
			2015年6月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役員副社長グループC O O		
			2016年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役		
			2017年6月	株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問(現任)		
			2018年6月	公益財団法人日本国際問題研究所副会長(現任)		
			2018年12月	三菱総研DCS株式会社社外取締役(現任)		
			2019年6月	当社社外取締役(現任) 三菱電機株式会社社外取締役(現任)		
2021年3月	協和キリン株式会社社外取締役(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	古川 英俊	1955年7月16日生	<p>1979年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2005年6月 株式会社三井住友銀行執行役員バンコック支店長</p> <p>2008年4月 同執行役員法人部門、国際部門副責任役員</p> <p>2009年4月 同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長</p> <p>2011年4月 同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員</p> <p>2012年4月 同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員</p> <p>2013年4月 同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員</p> <p>2014年4月 同代表取締役兼副頭取執行役員グローバルコーポレートバンキング本部長</p> <p>2015年6月 株式会社S M B C 信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員</p> <p>2018年6月 同取締役会長</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社S M B C 信託銀行特別顧問（現任）</p> <p>2021年11月 一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長（現任）</p> <p>2022年3月 東亜合成株式会社社外取締役（現任）</p>	注2	3
取締役	橋本 副孝	1954年7月6日生	<p>1979年4月 弁護士登録、新家猛法律事務所（現 東京八丁堀法律事務所）入所</p> <p>2000年4月 第二東京弁護士会副会長</p> <p>2006年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2008年1月 東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長（現任）</p> <p>2012年4月 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2014年3月 キリンホールディングス株式会社社外監査役</p> <p>2015年6月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）社外監査役（現任）</p> <p>2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年3月 コクヨ株式会社社外監査役（現任）</p>	注2	3

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	安藤 知子	1959年 7月18日生	1996年12月	マスターフーズリミテッド(現マースジャパンリミテッド)入社	注2	-
			2006年 1月	同パーソナル&オーガニゼーションビープル・パイプラインマネジャー		
			2008年 8月	日本ロレアル株式会社入社 人事本部シニアHRマネジャー		
			2011年 3月	同副社長、人事本部長		
			2018年 6月	プレス工業株式会社社外取締役 (現任)		
			2019年 6月	関西ペイント株式会社社外取締役 (現任)		
			2022年 6月	当社社外取締役(現任)		
計						209

- (注) 1 取締役飯島彰己ならびに、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝、安藤知子の各氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、2022年6月27日より、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 所有株式数は、2022年3月31日現在の数であります。
- 4 当社の委員会の体制は次の通りであります。
 指名委員会：飯島彰己(委員長)、土井美和子、小山田隆、古川英俊、細谷敏幸
 報酬委員会：土井美和子(委員長)、飯島彰己、安藤知子
 監査委員会：赤松憲(委員長)、小山田隆、古川英俊、安藤知子、石塚由紀

執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長 CEO	細谷 敏幸	1964年7月1日生	注1		注2	52
代表執行役 副社長 CMO (チーフ・マーチャンダイジ ング・オフィサー)	竹内 徹	1960年5月21日生	注1		注2	58
執行役常務 CSDO 兼CFO (チーフ・ストラテジー& デジタル・オフィサー) (チーフ・フィナンシャ ル・オフィサー)	牧野 欣功	1966年12月2日生	1990年4月	株式会社伊勢丹入社	注2	32
		2016年4月	株式会社三越伊勢丹フードサー ビス(現 株式会社エムアイフ ードスタイル)取締役執行役員経営 戦略部長			
		2018年4月	株式会社エムアイフードスタイル 取締役執行役員			
		2019年4月	株式会社三越伊勢丹取締役執行 役員総務人事部門長			
		2020年4月	同取締役常務執行役員総務人事 グループ長			
		2021年4月	当社執行役常務CSDO兼CHRO			
		2022年4月	当社執行役常務CSDO兼CFO 兼財務経理統括部長			
		2022年6月	当社執行役常務CSDO兼CFO (現任)			
執行役常務 CAO 兼CRO 兼CH RO (チーフ・アドミニスト レイティブ・オフィサー) (チーフ・リスク・オフ ィサー) (チーフ・ヒューマンリ ソース・オフィサー)	田口 裕基	1965年8月9日生	1989年4月	株式会社三越入社	注2	18
			2020年4月	株式会社三越伊勢丹執行役員伊 勢丹浦和店長		
			2022年4月	当社執行役常務CAO兼CRO兼 CHRO(現任)		
計						161

(注) 1 「(2) 役員の状況 取締役の状況」に記載されております。

2 執行役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度の末日までであります。

3 所有株式数は、2022年3月31日現在の数であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は6名であります。

< 社外取締役の選任状況および社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係 >

氏名	重要な兼職の状況 (2022年6月27日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
飯島 彰己	<ul style="list-style-type: none"> ・三井物産株式会社顧問 ・株式会社リコー社外取締役 ・ソフトバンクグループ株式会社社外取締役 ・日本銀行参与 ・武田薬品工業株式会社社外取締役 	<p>同氏は、三井物産(株)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験を有するとともに、同社の取締役会議長としてコーポレートガバナンスの推進に貢献、かつ国内有数の上場企業の社外取締役を務めてきた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて企業経営経験者としての幅広い経験と知見に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員長として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験とガバナンスに関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>当社グループは、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。</p> <p>また、当社グループは、(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)、日本銀行、武田薬品工業(株)との間に特別な関係はありません。</p>
土井 美和子	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人情報通信研究機構監事(非常勤) ・奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤) ・東北大学理事(非常勤) ・株式会社SUBARU社外取締役 ・日本特殊陶業株式会社社外取締役 	<p>同氏は、(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務めるなど、デジタル・IT分野における多数の功績と、豊富な知識および経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員長として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議につき、客観性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献してまいりました。</p> <p>同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏が有するデジタル・IT分野における豊富な知識・経験を、当社の経営の監督に活かすとともに、報酬委員会委員長、指名委員会委員として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、国立研究開発法人情報通信研究機構、奈良先端科学技術大学院大学、東北大学、(株)SUBARU、日本特殊陶業(株)との間に特別な関係はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況 (2022年6月27日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
小山田 隆	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社三菱UFJ銀行特別顧問 ・三菱総研DCS株式会社社外取締役 ・三菱電機株式会社社外取締役 ・協和キリン株式会社社外取締役 	<p>同氏は、(株)三菱東京UFJ銀行(当時)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験に加え、金融機関における経験に基づく財務・会計に関する深い知識や、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、企業経営経験者としての高い見識と財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役員等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>(株)三菱UFJ銀行は、当社発行株式の1.19%を有する株主であります。</p> <p>当社および当社グループは、(株)三菱UFJ銀行との間に借入金等の取引関係がありますが、その借入額は当社の直近の連結総資産の3%未満であります。また、同氏は、(株)三菱UFJ銀行(当時(株)三菱東京UFJ銀行)の頭取を退任し5年が経過しており、現在経営には関与されておられません。</p> <p>また、当社グループは、三菱総研DCS(株)、三菱電機(株)、協和キリン(株)との間に特別な関係はありません。</p>
古川 英俊	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社SMB C信託銀行特別顧問 ・一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長 ・東亜合成株式会社社外取締役 	<p>同氏は、(株)三井住友銀行において、国内・海外双方の営業現場指揮や投資銀行・企業金融業務責任者として経営に携わり、2015年には(株)SMB C信託銀行の社長兼最高執行役員としてPMIを遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、長年の金融機関での経験に基づく財務・会計に関する深い知識を有しております。当社においても、取締役会にて、豊富な現場感覚や、企業経営経験者としての高い見識、財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役員等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務遂行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏が有する企業経営に関する豊富な経験と財務・会計に関する知識を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資金的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、(株)SMB C信託銀行、一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ、東亜合成株式会社との間に特別な関係はありません。</p>

氏名	重要な兼職の状況 (2022年6月27日現在)	選任状況の考え方および当社との関係
橋本 副孝	<ul style="list-style-type: none"> ・東京八丁堀法律事務所パートナー弁護士・所長 ・損害保険ジャパン株式会社社外監査役 ・コクヨ株式会社社外監査役 	<p>同氏は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地に基づいた有益な助言を行うとともに、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務遂行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献した他、報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議に貢献してまいりました。</p> <p>同氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、同氏を引き続き社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、損害保険ジャパン(株)の間に取引関係がありますが、保険契約等に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、コクヨ(株)との間に特別な関係はありません。</p>
安藤 知子	<ul style="list-style-type: none"> ・プレス工業株式会社社外取締役 ・関西ペイント株式会社社外取締役 	<p>同氏は、日・米・欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者としての高い見識、経験を有しております。また、複数の上場企業の社外取締役としてガバナンスに対する高い知見を有し、さらにグローバル企業において培った組織文化の考え方、戦略人事、ダイバーシティ&インクルージョンに関する知見を、プロフェッショナル・コーチ、セミナー講師としての活動を通じて幅広く推進し、経営人材の育成に貢献してまいりました。</p> <p>指名委員会は、同氏のこれらの分野の知見をはじめとした多様な視点に基づき、公正・中立の立場から当社の経営を適切に監視し、また企業経営、マーケティング、経営人材育成における専門的見地からの積極的な発言により、当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することを期待し、新たに社外取締役としました。</p> <p>なお、同氏と当社グループとの間には、人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、当社グループは、プレス工業(株)、関西ペイント(株)との間に特別な関係はありません。</p>

< 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、選任するための独立性に関する基準 >

当社は、社外取締役には当社グループの経営に関する大局的な方向づけの議論の中での確かな助言・提言をいただいております。かつ2021年4月からは取締役会議長を社外取締役が担うなど、業務執行に対する監督・モニタリング強化に貢献いただいていることに加えて、法定の指名委員会・報酬委員会・監査委員会においては、経営トップの選解任をはじめとしたガバナンス上重要な取組みを主導いただく等、ガバナンスの更なる高度化に貢献いただいております。

当社は、社外取締役は、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識とスキルを有した多様なメンバーで構成すべきと考えており、実業界で経営・執行経験を十分に積んだ方をはじめとして、その客観的かつ専門的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れバランスの取れた経営を行うべく、異なる分野・業界の方を招聘しております。

なお、当社の独立社外役員の独立性基準は以下の通りであり、当社の社外取締役については、全員が当社基準を満たしております。

[独立社外役員の独立性基準]

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

当社グループの業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人

当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者

当社グループの主要な借入先の業務執行者

当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者

過去3年間に於いて上記 から に該当していた者

上記 から の配偶者または二親等以内の親族

なお、 の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間に於いて1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、 の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、 の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

社外取締役による監督と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

取締役の過半数を占める社外取締役は、独立した立場から執行役等の執行を監督するとともに、内部監査部門より監査計画および監査の状況について報告を受けております。

(3) (監査の状況) に記載のとおり、社外取締役が過半数を占める監査委員会において、内部監査、会計監査および内部統制監査の結果につき定期的に報告および説明を受け、その内容の監査を行っております。また、取締役会において、かかる監査委員会の内容につき報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当社は、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しております。監査委員会は、執行役および取締役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査、および会計監査人の選解任に関する評価を行い、監査を通じた取締役会の監督機能を担っています。また、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携してグループ全体を網羅する監査体制を構築しております。

(監査委員会の組織、人員)

監査委員会は、3名の社外取締役による監査委員と、2名の社内非業務執行取締役による常勤監査委員の計5名で構成されており（有価証券報告書提出日現在）、委員長は、常勤監査委員の赤松憲氏が務めております。なお、監査委員の小山田隆氏ならびに古川英俊氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査委員は、執行役会等の社内の重要な会議に出席し、また会計監査人や内部監査部門および主要なグループ会社の監査役と定期的な会合を行う等により、グループ内における重要な情報を収集して、監査委員会で報告しています。また、社外取締役である監査委員は、常勤監査委員および内部監査部門等から報告を受けるほか、執行役等から会社の重要な事項の報告を受ける等の監査活動を行っています。なお、日常的な監査業務は主として常勤監査委員が担っておりますが、各委員がさらなる調査が必要と判断した場合においては、委員会に報告のうえ、各委員自らが調査できる体制としています。

また、監査委員会の職務を補助する専任の組織として、監査委員会運営部を設置し、計11名を配置しております。なお、うち5名は主要なグループ会社の非常勤監査役を担っており、グループ全体を網羅する監査体制を構築しております。

(監査委員会の活動状況、監査の手続)

当事業年度の監査委員会は、合計17回開催され、1回あたりの平均所要時間は3時間、年間の議題数は73件です。

当事業年度における監査委員の出席状況は、次のとおりです。

<当事業年度における監査委員会への各監査委員の出席状況>

地位	氏名	出席状況	出席率
常勤監査委員(委員長) (社内取締役)	白井 俊徳 注1	4 / 4回 注2	100%
常勤監査委員(委員長) (社内取締役)	赤松 憲 注3	17 / 17回	100%
監査委員(社外取締役)	小山田 隆	17 / 17回	100%
監査委員(社外取締役)	古川 英俊	17 / 17回	100%
監査委員(社外取締役)	橋本 副孝	17 / 17回	100%

(注) 1 2021年6月25日をもって取締役を退任しております。

2 在任期間中の開催数に基づきます。

3 2021年6月25日付で監査委員会委員長に就任しております。

監査委員会は、監査方針および監査計画を定め、執行役、リスクマネジメント部門、内部監査部門、会計監査人等から報告を聴取し、執行役等の職務執行の状況、および内部統制の整備・運用の状況を監査しており、監査の質の向上のため、内部監査部門および会計監査人と、監査結果等について情報交換を行う等の適切な連携を図っております。

また、監査委員会は、課題認識等の共有をはかるため、代表執行役社長と定期的に意見交換会を行い、重要な意思決定の過程を把握するため、常勤の委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席しております。

更に、会計監査人からは定期的に報告を聴取し、経営環境の変化が財務諸表に与える影響について意見交換を行うほか、監査上の主要な事項（Key Audit Matters）について協議を行うなど、必要な連携を図っております。加えて、複数の子会社の役職員からのヒアリングを行い、グループガバナンスの状況を確認しております。

以上のような体制および監査活動により、執行役および取締役の職務の執行について適法性および妥当性の監査を実施し、監査の内容を取締役会において定期的に報告し、監査委員ではない取締役との情報共有を図ってお

ります。

なお、当事業年度の監査活動は、前事業年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響は生じたものの、web会議による監査活動の実施など、デジタル技術を活用して適正な監査活動を実施しております。

< 主な決議、報告および審議・協議の内容 >

決議事項

監査計画、会計監査人の再任可否、会計監査人の報酬の同意、監査報告書の作成および提出、等
報告および審議・協議事項

執行役等からの報告聴取、グループ各社監査役からの報告聴取、CRO/リスクマネジメント室からの報告聴取、内部監査室からの報告聴取、経理部からの報告聴取、会計監査人からの報告聴取、等

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、他の業務執行から独立した立場にある内部監査部門（26名）が、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備状況、運用状況を金融庁ガイドラインに基づいて評価するとともに、当社グループ各社の業務執行に関する、法令遵守、業務の有効性、妥当性等について業務監査を実施し、その内容を代表執行役社長及び監査委員会に報告することとしております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

また、内部監査部門は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

会計監査の状況

（監査法人の名称）

EY新日本有限責任監査法人

（継続監査期間）

57年間

当社は、2008年に株式会社伊勢丹と株式会社三越が株式移転により共同で設立した持株会社であり、上記継続監査期間は株式会社伊勢丹の継続監査期間を含んで記載しております。

（業務を執行した公認会計士）

指定有限責任社員 業務執行社員 梅村 一彦

指定有限責任社員 業務執行社員 関口 依里

指定有限責任社員 業務執行社員 衣川 清隆

（監査業務に係る補助者の構成）

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士25名、その他（公認会計士試験合格者等）28名であります。

（会計監査人の選定方針と選定した理由）

当社監査委員会は、会計監査人の監査活動を毎期評価し、その結果等を踏まえて再任の適否を毎期判断しております。当事業年度においては、会計監査人から品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制、および監査報酬の見積額等について説明を受け、期中・期末の報告聴取により監査状況を確認し、その監査活動を評価の上、第15期の会計監査人の再任を決定しました。

（会計監査人の解任または不再任の決定の方針）

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

(監査委員会による会計監査人の評価)

監査委員会は、会計監査人の品質管理体制や独立性、監査計画、監査チーム編成等の監査の実施体制および実施状況、監査委員会等とのコミュニケーションの状況等について、毎期評価しております。

監査報酬の内容等

(監査公認会計士等に対する報酬)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	112	-	110	-
連結子会社	114	-	116	-
計	227	-	226	-

(監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する報酬 (上記報酬を除く))

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	11	-	107
連結子会社	20	-	22	22
計	20	11	22	129

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は税務に関するアドバイザー業務の委託等であります。

(その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、会社法第399条第1項および第4項の同意を得て決定しております。

(監査委員会が監査報酬に同意した理由)

当事業年度の監査報酬について、監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。

(4) 【 役員の報酬等 】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ． 役員の報酬等に関する方針

当社では、2020年11月11日開催の報酬委員会にて、役員報酬に関する基本原則を以下の通り決議いたしました。

(社外取締役は含まず)

1. 株主と役員との利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. (目標達成時における) 産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性、透明性の確保

上記の基本原則は、当社の「役員報酬ガイドライン」にて、「役員報酬原則」として規定しております。

ロ． 役員報酬決定のプロセスに係る事項

上記の「役員報酬原則」を踏まえ法定の報酬委員会にて「報酬」に関する審議や意思決定を社外取締役主導で行っており、客観性、透明性を確保しています。

< 報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者 >

当社役員の報酬の額や算定方法の決定方針の決定権限者は報酬委員会であります。今年度は委員3名全員を社外取締役としており、その社外取締役は全員、当社の独立性基準を満たしております。また、報酬委員会規程において委員長は社外取締役が担うことと規定しております。なお、恣意性を回避するために、代表執行役社長は委員には含めておりません。

< 決定権限者の権限内容及び裁量の範囲 >

報酬委員会では、企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、当社の取締役、執行役の報酬

に関する方針・制度や、各役員の個別報酬額を決議しています。

八．役員の報酬等の種類とその決定方法について

当社の役員報酬体系は、固定報酬である「基本報酬」、単年度業績に連動する「賞与」および中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つで構成しており、その水準については、上記「役員報酬原則 3.」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般(プライム市場上場企業)とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに当社も每期参画し、報酬制度全体(業績目標達成時)で平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。

役員区分	業績連動報酬以外の報酬(比率)	業績連動報酬	
	基本報酬	賞与(目標達成時)	株式報酬(目標達成時)
取締役 (執行役兼務者除く)	基本報酬×12ヶ月 (約92%)		基本報酬×1ヶ月 (約8%)
執行役 (取締役兼務者含む)	基本報酬×12ヶ月 (60%)	基本報酬×5ヶ月 (25%)	基本報酬×3ヶ月 (15%)

1．基本報酬

取締役、執行役の基本報酬については、「役員報酬ガイドライン」に規定された報酬テーブルに基づき毎月定額で支払われます。

この基本報酬額については、外部のコンサルティング会社が提供する職務分析・評価の手法により作成された個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議の上、決議しております。

2．賞与(業績連動の指標、その指標を選択した理由、および支給額の決定方法)

執行役に対しては、報酬原則を反映し目標達成を強く動機づけるために、下記のとりの業績連動型賞与を導入しております。2021年度については、新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響が不透明な中、全社黒字化必達に向けた目標意欲の醸成と、業績低迷時の経営責任を明確にすべく、2021年6月の報酬委員会での審議の結果、各役員の評価結果に、担当する部門に関係なく連結営業利益の水準によって決定する「全社業績支給率」を乗ずる形に変更いたしました(連結営業利益目標達成時で支給率0.4)。この変更により、従来の賞与額算出式よりもシンプルかつダイレクトに全社業績が経営責任として反映される仕組みとなりました。

なお、執行役を兼務しない取締役へは賞与支給はありません。

(1) 賞与支給算出式

代表執行役社長	基準賞与額(5ヶ月)×全社業績支給率
その他の執行役	基準賞与額(5ヶ月)×個人評価(7段階)×全社業績支給率

(2) 全社業績目標

	第11期 (2019年3月期)	第12期 (2020年3月期)	第13期 (2021年3月期)	第14期 (2022年3月期)
連結営業利益目標額	290億円	300億円		30億円
連結営業利益実績額	292億円	156億円	209億円	59億円

(3) 個人評価

執行役の個人評価は、被評価者と代表執行役社長との間で期初に面談し設定した定性的な目標の実現度を、期末に評価者である代表執行役社長がS(200%)、A(150%)、B⁺(125%)、B(100%)、B⁻(75%)、C(50%)、D(0%)の7段階で評価し、報酬委員会に諮ることとしております。

3. 株式報酬

取締役、執行役をはじめとする当社グループ役員に対し、株主価値の向上に対する意識を従来以上に高めるとともに、当社グループの中長期的な業績向上へのインセンティブ効果を高めることを目的として、2021年3月期より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

金銭報酬債権額	執行役・執行役員（取締役兼務者を含む）：月額基本報酬額×3ヶ月分 非業務執行取締役：月額基本報酬額×1ヶ月分
報酬対象期間	1年間
割当株数の算出	個別金銭報酬債権÷基準株価(100株未満切り捨て) 基準株価：割当決議日の前取引日（当該日に株価が付かない場合にはその前取引日）の東京証券取引所における当社株式の終値
譲渡制限期間	30年間 ただし譲渡制限期間中に当社グループ全員のいずれの地位からも任期満了若しくは当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除

< 最近事業年度における委員会の活動内容 >

2022年3月期は報酬委員会を全8回開催し、企業価値向上に向けた役員インセンティブの在り方等、当社の取締役、執行役の報酬に関する方針・制度や、各役員個別報酬額を審議・決議しています。報酬委員会における審議結果に基づき、2021年度賞与支給方法（2021年度暫定措置）および2021年度の株式報酬支給方針については2021年6月、譲渡制限付株式報酬制度の2021年度における株式の割当を条件とした金銭報酬債権付与については2021年7月、「役員報酬ガイドライン」の改定については2022年2月に、次年度（2023年3月期）の役員人事体制における基本報酬額案については2022年2月、2022年3月期分の役員賞与支給額案については2022年5月の報酬委員会においてそれぞれ決議しております。

なお、報酬委員会は、前述の当社役員報酬等に関する基本原則のうち、「3.（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色の無い水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般（プライム市場上場企業）とし、上場企業が数多く参加する報酬サーベイに每期参画し、年間報酬の水準額が全社業績連動報酬の目標達成時に平均相当となるよう検証しており、また、2021年3月期に導入した譲渡制限付株式報酬制度により、同原則「1. 株主と役員利害一致の促進」「2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大」が維持・確保されていると考えています。当該年度に係る取締役等の報酬等の内容については、報酬委員会が役員報酬原則に基づき上記の具体的な基準を決定し当該基準に従い決定したため、前述の当社役員報酬等に関する基本原則に沿っているものと判断しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		(固定報酬) 基本報酬	(業績連動報酬等) 賞与	(非金銭報酬等) 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	67	63		4	7
執行役	217	151	31	35	4
社外役員 (社外取締役)	89	83		6	7

- (注) 1 上記の取締役の報酬等には、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名への支給額を含めております。
- 2 取締役を兼務する執行役については、取締役としての支給分と執行役としての支給分に分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 3 執行役への賞与は、業績に連動する算定方法を導入しており、その評価指標には従来より当社における全社目標として定着している営業利益額を使用しております。上記賞与額は、2021年4月から2022年3月を対象期間とし、2022年7月に支給する予定の未払い賞与額を記載しております。
- 4 当社は前述の方針に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等にこの譲渡制限付株式に係る費用のうち、2022年3月期中に費用計上した額を記載しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び当社グループは、株式の価値変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするいわゆる純投資目的の株式は、保有しておりません。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有し、純投資目的以外の株式として区分しております。

株式会社三越伊勢丹における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社三越伊勢丹については以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式（上場株式）については、毎年の当社取締役会において、個別銘柄の保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、保有銘柄の状況を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	32	234
非上場株式以外の株式	36	20,363

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	8	取引先持株会の拠出

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	4	428
非上場株式以外の株式	3	835

(注) 非上場株式の銘柄数の減少のうち1銘柄については、会社清算によるものであります。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	3,165,190	3,165,190	当社グループの財務活動の円滑化 及び安定化のための保有	有
	2,406	1,872		
清水建設株式会社	3,230,172	3,230,172	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	2,374	2,894		
三井物産株式会社	435,528	435,528	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,449	1,002		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ロイヤルホールディングス株式会社	681,000	681,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,432	1,363		
凸版印刷株式会社	614,107	614,107	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,330	1,148		
松竹株式会社	98,500	98,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,209	1,351		
ヤマトホールディングス株式会社	484,000	484,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,109	1,468		
東日本旅客鉄道株式会社	144,900	144,900	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	1,030	1,135		
大正製薬ホールディングス株式会社	165,600	165,600	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	940	1,182		
西日本旅客鉄道株式会社	169,000	169,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	860	1,036		
株式会社松屋	1,115,700	1,115,700	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	855	1,024		
株式会社T S Iホールディングス	2,367,400	2,367,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	795	759		
株式会社オンワードホールディングス	2,486,363	2,462,111	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有 2021年度において、取引先持株会の拠出により保有株数が24,252株増加	有
	636	768		
株式会社歌舞伎座	115,000	115,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	541	557		
日本航空株式会社 *	220,400	220,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	504	544		
高砂熱学工業株式会社 *	279,180	279,180	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	484	481		
美津濃株式会社 *	205,720	205,720	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	434	447		
三菱倉庫株式会社 *	135,500	135,500	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	411	458		
株式会社ワコールホールディングス *	199,267	382,467	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	367	938		
三菱鉛筆株式会社 *	230,000	230,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	291	367		
株式会社ルックホールディングス *	134,400	134,400	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	205	163		
株式会社デサント *	52,277	52,277	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	161	98		
株式会社第四北越フィナンシャルグループ *	62,964	62,964	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	157	164		
新潟交通株式会社 *	50,000	50,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	無
	100	100		
SOMPOホールディングス株式会社 *	14,597	14,597	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	78	61		
三機工業株式会社 *	30,000	30,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	41	43		
株式会社東京會館 *	9,000	9,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	26	27		
伊藤忠食品株式会社 *	5,000	5,000	主に百貨店セグメントにおける事業活動の円滑化のための保有	有
	24	27		
株式会社百十四銀行 *	13,200	13,200	当社グループの財務活動の円滑化及び安定化のための保有	有
	21	22		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注4)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本マクドナルド ホールディングス株 式会社 *	4,179	4,090	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有 2021年度において、取引先持株会 の拠出により保有株数が89株増加	無
	21	20		
株式会社商船三井 *	5,025	5,025	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	17	19		
三共生興株式会社 *	24,000	24,000	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	12	13		
株式会社ツカモト コーポレーション *	9,519	9,519	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	12	14		
株式会社リーガル コーポレーション *	4,730	4,730	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	8	9		
三井不動産株式会社 *	2,014	2,014	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	5	5		
株式会社ナイガイ *	3,841	3,841	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	有
	1	1		
株式会社三陽商会 *	-	416,337	主に百貨店セグメントにおける事 業活動の円滑化のための保有	無
	-	329		
三井住友トラスト・ ホールディングス株 式会社 *	-	15,600	当社グループの財務活動の円滑化 及び安定化のための保有	有
	-	60		

- (注) 1 2021年7月29日開催の当社取締役会において、当社資本コスト、受取配当、取引額等の定量的情報に加え、事業戦略上の重要性や取引関係等を総合的に勘案し、継続保有の合理性を判断しております。定量的な保有効果は秘密保持の観点から記載いたしておりません。
- 2 「-」は当該銘柄を保有していないことを示しております。
- 3 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。
- 4 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井不動産株式会社	260,000	260,000	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	681	653		
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ *	115,500	115,500	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	451	462		
MS&ADインシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社 *	69,500	69,500	退職給付信託として拠出し、議決 権行使を指図	有
	276	225		

- (注) 1 *銘柄は、当期末貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。株式会社三越伊勢丹の保有する特定投資株式とみなし保有株式を合わせて60銘柄に満たないため、全銘柄について記載しております。
- 2 当社の株式の保有の有無は、先方の主要子会社の持株状況も確認しております。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

ア. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	1,247
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	737
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 非上場株式の銘柄数の増加は、関係会社株式から投資有価証券への所有目的変更によるものであります。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

イ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

エ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	100,041	81,194
受取手形及び売掛金	116,415	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	1 120,924
有価証券	1,683	768
商品	28,907	24,588
製品	5	7
仕掛品	320	345
原材料及び貯蔵品	549	464
その他	38,730	23,703
貸倒引当金	4,205	4,239
流動資産合計	282,448	247,757
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	466,423	459,047
減価償却累計額	305,185	303,138
建物及び構築物(純額)	161,238	155,908
土地	521,541	527,432
建設仮勘定	7,649	6,975
使用権資産	4,681	4,944
減価償却累計額	2,408	3,219
使用権資産(純額)	2,273	1,725
その他	69,075	64,925
減価償却累計額	51,524	48,957
その他(純額)	17,550	15,968
有形固定資産合計	710,252	708,010
無形固定資産		
ソフトウェア	15,410	17,343
その他	23,453	23,422
無形固定資産合計	38,863	40,765
投資その他の資産		
投資有価証券	2 110,558	2 120,413
長期貸付金	177	129
差入保証金	44,910	40,615
退職給付に係る資産	3,570	3,553
繰延税金資産	3,270	3,475
その他	4,318	3,956
貸倒引当金	170	179
投資その他の資産合計	166,635	171,965
固定資産合計	915,751	920,741
繰延資産		
社債発行費	102	75
繰延資産合計	102	75
資産合計	1,198,303	1,168,574

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	83,140	87,102
1年内償還予定の社債	-	10,000
短期借入金	4 31,084	4 13,145
コマーシャル・ペーパー	50,000	40,000
未払法人税等	1,834	1,637
契約負債	-	99,067
商品券	80,012	24,369
賞与引当金	6,415	7,019
ポイント引当金	8,581	2,131
商品券回収損引当金	36,154	16,064
その他	80,630	59,298
流動負債合計	377,853	359,838
固定負債		
社債	40,000	30,000
長期借入金	87,800	82,000
繰延税金負債	128,522	126,921
退職給付に係る負債	34,570	32,827
関係会社事業損失引当金	29	18
持分法適用に伴う負債	3 2,811	3 3,466
その他	18,440	15,843
固定負債合計	312,173	291,075
負債合計	690,027	650,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,995	51,162
資本剰余金	323,755	323,812
利益剰余金	138,865	134,558
自己株式	18,654	18,364
株主資本合計	494,962	491,168
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,240	5,450
繰延ヘッジ損益	46	43
為替換算調整勘定	4,923	15,501
退職給付に係る調整累計額	1,236	367
その他の包括利益累計額合計	6,973	20,627
新株予約権	1,447	1,115
非支配株主持分	4,891	4,748
純資産合計	508,275	517,660
負債純資産合計	1,198,303	1,168,574

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
売上高	816,009	1 418,338
売上原価	588,443	174,653
売上総利益	227,565	243,685
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	10,312	8,322
ポイント引当金繰入額	1,248	594
給料手当及び賞与	67,075	68,774
退職給付費用	4,134	3,907
貸倒引当金繰入額	565	574
減価償却費	23,629	23,014
地代家賃	25,939	30,186
業務委託費	29,978	28,477
その他	88,155	75,080
販売費及び一般管理費合計	248,542	237,745
営業利益又は営業損失()	20,976	5,940
営業外収益		
受取利息	490	359
受取配当金	590	468
持分法による投資利益	2,003	2,326
未回収商品券受入益	6,722	-
固定資産受贈益	3,247	1,864
匿名組合投資利益	190	1,047
その他	2,558	2,302
営業外収益合計	15,804	8,370
営業外費用		
支払利息	893	849
固定資産除却損	1,757	1,605
商品券回収損引当金繰入額	6,445	215
その他	2,902	2,119
営業外費用合計	11,999	4,789
経常利益又は経常損失()	17,171	9,520

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	-	2 4,920
投資有価証券売却益	-	218
関係会社株式売却益	3 7,151	3 2,240
雇用調整助成金等	5,998	1,051
特別利益合計	13,150	8,431
特別損失		
固定資産処分損	4 1,205	4 664
減損損失	5 6,605	5 1,522
投資有価証券評価損	1,230	-
関係会社株式評価損	599	-
店舗閉鎖損失	6 1,754	6 1,343
事業構造改善費用	7 2,592	7 177
新型コロナウイルス感染症による損失	8 12,637	8 3,126
その他	349	-
特別損失合計	26,975	6,834
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	30,997	11,117
法人税、住民税及び事業税	2,852	1,187
法人税等調整額	8,231	2,158
法人税等合計	11,083	970
当期純利益又は当期純損失()	42,080	12,088
非支配株主に帰属する当期純損失()	1,001	250
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	41,078	12,338

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	42,080	12,088
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,933	974
繰延ヘッジ損益	3	3
為替換算調整勘定	677	1,704
退職給付に係る調整額	725	861
持分法適用会社に対する持分相当額	433	12,445
その他の包括利益合計	2,552	14,034
包括利益	39,528	26,122
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	38,334	25,992
非支配株主に係る包括利益	1,193	129

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,790	322,985	183,644	19,304	538,115
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,790	322,985	183,644	19,304	538,115
当期変動額					
新株の発行	205	205	-	-	410
剰余金の配当	-	-	3,422	-	3,422
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	41,078	-	41,078
自己株式の取得	-	-	-	2	2
自己株式の処分	-	343	-	653	309
連結及び持分法適用範囲の変動	-	908	278	-	630
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	205	770	44,778	650	43,153
当期末残高	50,995	323,755	138,865	18,654	494,962

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,523	43	4,625	1,962	4,229	1,857	5,958	550,161
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,523	43	4,625	1,962	4,229	1,857	5,958	550,161
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	410
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	3,422
親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	-	-	-	-	-	41,078
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	2
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	309
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	630
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,717	3	297	726	2,744	409	1,066	1,267
当期変動額合計	1,717	3	297	726	2,744	409	1,066	41,885
当期末残高	3,240	46	4,923	1,236	6,973	1,447	4,891	508,275

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,995	323,755	138,865	18,654	494,962
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	12,451	-	12,451
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,995	323,755	126,413	18,654	482,510
当期変動額					
新株の発行	166	166	-	-	332
剰余金の配当	-	-	4,193	-	4,193
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	12,338	-	12,338
自己株式の取得	-	-	-	5	5
自己株式の処分	-	102	-	296	193
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	7	-	-	7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	166	56	8,145	290	8,657
当期末残高	51,162	323,812	134,558	18,364	491,168

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,240	46	4,923	1,236	6,973	1,447	4,891	508,275
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	12,451
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,240	46	4,923	1,236	6,973	1,447	4,891	495,823
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	332
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	4,193
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	12,338
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	5
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	193
連結及び持分法適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	-	7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,209	3	10,577	869	13,653	332	142	13,179
当期変動額合計	2,209	3	10,577	869	13,653	332	142	21,836
当期末残高	5,450	43	15,501	367	20,627	1,115	4,748	517,660

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	30,997	11,117
減価償却費	27,468	24,854
減損損失	7,067	2,571
のれん償却額	7	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	467	39
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	512	229
受取利息及び受取配当金	1,081	828
支払利息	893	849
持分法による投資損益(は益)	2,003	2,326
固定資産受贈益	3,247	1,864
固定資産売却損益(は益)	9	4,919
固定資産処分損益(は益)	2,934	2,270
投資有価証券売却損益(は益)	346	218
投資有価証券評価損益(は益)	1,230	-
関係会社株式売却損益(は益)	7,151	2,240
匿名組合投資損益(は益)	190	1,047
雇用調整助成金等	5,998	1,051
売上債権の増減額(は増加)	4,558	4,529
棚卸資産の増減額(は増加)	11,605	4,129
仕入債務の増減額(は減少)	3,604	3,988
未払費用の増減額(は減少)	557	610
未払金の増減額(は減少)	9,652	484
その他	2,045	3,585
小計	152	35,910
利息及び配当金の受取額	3,463	3,468
利息の支払額	873	852
雇用調整助成金等の受取額	5,998	1,051
法人税等の支払額	9,668	6,747
法人税等の還付額	2,125	5,083
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,197	37,914

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20	10
定期預金の払戻による収入	20	186
短期貸付金の純増減額（は増加）	10,869	244
有形固定資産の取得による支出	25,005	19,153
有形及び無形固定資産の売却による収入	1,673	5,771
無形固定資産の取得による支出	6,116	7,658
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	2,690	747
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	2,973	3,193
敷金及び保証金の回収による収入	2,723	3,150
敷金及び保証金の差入による支出	187	130
匿名組合出資金の払戻による収入	186	2,802
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	² 11,373	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	² 2,755
その他	537	1,776
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,737	17,371
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	198	438
長期借入れによる収入	47,042	-
長期借入金の返済による支出	12,000	23,300
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	-	10,000
配当金の支払額	3,405	4,191
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	2	5
非支配株主への配当金の支払額	75	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	280
その他	1,626	1,711
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,733	39,927
現金及び現金同等物に係る換算差額	53	1,059
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	26,247	18,324
現金及び現金同等物の期首残高	76,659	102,797
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	108	-
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 102,797	¹ 84,472

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 35 社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、SWPホールディングス株式会社、株式会社ソシエ・ワールド及び台湾施舒雅美容世界股份有限公司については、株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社

(株)レオテックス、(株)三越伊勢丹ソレイユ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、(株)ファッションヘッドライン、(株)レオマート

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 8 社

新光三越百貨股份有限公司、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、アイティーエムクローパーC o . , L t d .、新宿サブナード(株)、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、仁恒伊勢丹商業有限公司、(株)エムアイフードスタイル

なお、当連結会計年度において、(株)Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹については、株式の一部譲渡により持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由

持分法非適用会社(サカエチカマチ(株)他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹(中国)投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタン オブ ジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、イタリア三越S.r.l.、イセタンミツコシ(イタリア)S.r.l.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

償却原価法

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

主として定額法

無形固定資産(リース資産・使用権資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8~11年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8~11年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、百貨店業を中心として、金融・クレジット・友の会業、不動産業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(百貨店業)

商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(クレジット・金融・友の会業)

クレジット・金融・友の会業においては、クレジットカードの発行と運営等を行っており、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を主な収益として認識しております。年会費については、年会費の対象となる期間の時の経過に応じて収益を認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、クレジットカード等の使用に応じて収益を認識しております。

(不動産業)

不動産業においては、建装・デザイン事業を行っており、工事契約の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の支払金利
為替予約	外貨建営業債務

ヘッジ方針

当グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法...特例処理によっている。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の支払金利

ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
減損損失	3,356
固定資産	609,049

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や事業計画後の売上成長率を総合的に勘案して、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、外部評価機関による不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに事業計画後の売上成長率であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で翌年度のインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2023年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

事業計画後の売上成長率については、百貨店業界を取り巻く経済環境や店舗固有の事象、将来の不確実性を勘案して算定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	19,869

これは、主に翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなった会社及び国内連結子会社において計上されております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来課税所得の見積りは、翌年度の計画を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期や店舗休業の影響を含んだ新型コロナウイルス感染症の影響などについて一定の仮定を設けて織り込んでおり、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

主要な仮定

将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内で翌年度のインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2023年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

予測される将来課税所得の見積りについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。緊急事態宣言に伴う店舗臨時休業の長期化など不測の事態が生じた場合には、翌年度において繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。一方で、今後国内におけるワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染症の影響が早期収束に向かうなど、将来の不確実性が低減された場合には、翌年度において繰延税金資産が追加で計上される可能性があります。

当連結会計年度

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
減損損失	1,501
固定資産	608,655

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは中期経営計画及び翌年度の予算を基礎に、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに中期経営計画後の売上成長率であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内でインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2024年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

中期経営計画後の売上成長率については、百貨店業を取り巻く経済環境や店舗固有の事象、将来の不確実性を勘案して算定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	22,868

これは、主に連結納税制度を適用している会社及び国内連結子会社（以下「連結納税会社」という。）において計上されております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される連結納税会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

連結納税会社における将来課税所得の見積りは、中期経営計画及び翌年度の予算を基礎に、新型コロナウイルス感染症の収束時期などについて一定の仮定を設けて織り込んでおり、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

主要な仮定

連結納税会社の将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部調査機関の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部業界団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内でインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2024年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

翌年度の連結財務諸表に与える影響

予測される連結納税会社における将来課税所得の見積りについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が早期収束に向かうなど、将来の不確実性が低減された場合には、翌年度において繰延税金資産が追加で計上される可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループは、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

(3) 商品券に係る収益認識

当社グループが発行している自社商品券の未使用分について、従来は、一定期間経過後に収益に計上するとともに、将来の使用に備えるため、商品券回収損引当金を計上しておりましたが、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益は、従来の営業外収益に計上する方法から売上高に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が493,775百万円、売上原価が477,960百万円、販売費及び一般管理費が15,929百万円それぞれ減少し、営業利益が114百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ155百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は12,451百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、「流動負債」に表示していた「商品券」及び「その他」のうち、契約負債に該当するものは、「契約負債」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、「収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度に係る連結財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた2,749百万円は、「匿名組合投資利益」190百万円、「その他」2,558百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「匿名組合投資損益(は益)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,854百万円は、「匿名組合投資損益(は益)」190百万円、「その他」2,045百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業活動におけるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めていた「法人税等の還付額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に表示していた7,543百万円は、「法人税等の支払額」9,668百万円、「法人税等の還付額」2,125百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「投資活動におけるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「匿名組合出資金の払戻による収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた350百万円は、「匿名組合出資金の払戻による収入」186百万円、「その他」537百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。
- 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券(株式)	81,954百万円	95,339百万円

3 偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証等を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
従業員住宅ローン保証	40百万円	従業員住宅ローン保証 33百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証
(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注)	7,989百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹(注) 6,734百万円
保証債務等合計	8,029百万円	保証債務等合計 6,767百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

4 貸出コミットメント

(1) 貸手側

クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。

当該業務における未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額	84,586百万円	キャッシング及びカードローン等の 与信限度額の総額 83,706百万円
実行残高	1,274百万円	実行残高 1,124百万円
差引額	83,312百万円	差引額 82,582百万円

(2) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
特定融資枠契約の総額	130,000百万円	特定融資枠契約の総額 50,000百万円
借入実行残高	- 百万円	借入実行残高 - 百万円
差引額	130,000百万円	差引額 50,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 当連結会計年度における固定資産売却益は、株式会社三越伊勢丹の賃貸用不動産の売却によるものであります。

3 前連結会計年度における関係会社株式売却益は、株式会社三越伊勢丹不動産株式の売却によるものであります。当連結会計年度における関係会社株式売却益は、SMPホールディングス株式会社及び株式会社ソシエ・ワールド株式の売却によるものであります。

4 前連結会計年度における固定資産処分損は、主に三越日本橋本店の改装関連によるものであります。

当連結会計年度における固定資産処分損は、主に松山三越及び三越日本橋本店の改装関連によるものであります。

す。

5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	13	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
	建設仮勘定	2	
	使用権資産	1,343	
	その他	404	
店舗	土地	1,725	札幌三越店(北海道札幌市)
営業用システム	ソフトウェア	821	東京都中央区
店舗	建物及び構築物	403	福岡三越店(福岡県福岡市)
	差入保証金	228	
	その他	77	
店舗	建物及び構築物 その他	267 51	伊勢丹立川店(東京都立川市)
店舗	建物及び構築物 その他	209 58	クアラルンプール伊勢丹(マレーシア)
店舗・その他	建物及び構築物	214	ソシエ(東京都渋谷区 他)他
	使用権資産	50	
	ソフトウェア	59	
	その他	123	
店舗	建物及び構築物 その他	170 33	広島三越店(広島県広島市)
船舶	その他	182	ライム ツリー クルーズズ (オランダアムステルダム)
店舗	建物及び構築物	152	三越恵比寿店(東京都渋谷区)
その他の店舗	建物及び構築物	265	愛知県名古屋市 他
	土地	17	
	ソフトウェア	28	
	のれん	7	
	差入保証金	19	
	その他	133	
	合計	7,067	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、389百万円は「店舗閉鎖損失」、72百万円は「その他」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%～11%で割引いて算定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	679	中小型店舗(東京都千代田区 他)
	差入保証金	247	
	その他	58	
店舗	建物及び構築物	370	成都伊勢丹(中国)
	その他	58	
店舗	建物及び構築物	199	福岡三越店(福岡県福岡市)
	その他	33	
店舗	建物及び構築物	31	シンガポール伊勢丹(シンガポール)
	使用権資産	138	
	その他	37	
店舗	建物及び構築物	147	伊勢丹立川店(東京都立川市)
	その他	34	
店舗	建物及び構築物	123	クアラルンプール伊勢丹(マレーシア)
	その他	49	
店舗	建物及び構築物	97	名古屋三越星ヶ丘店(愛知県名古屋市)他
	その他	18	
その他	建物及び構築物	2	オルタナティブシアター(東京都千代田区) 他
	ソフトウェア	119	
	差入保証金	120	
	その他	1	
	合計	2,571	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、1,049百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%~11%で割り引いて算定しております。

6 前連結会計年度における店舗閉鎖損失は、株式会社三越伊勢丹の三越恵比寿店の営業終了によるもの等であり、減損損失389百万円等であります。

当連結会計年度における店舗閉鎖損失は、成都伊勢丹百貨有限公司及び株式会社三越伊勢丹の中小型店舗の営業終了によるもの等であり、主に減損損失1,049百万円であります。

7 前連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社松山三越、株式会社名古屋三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

当連結会計年度における事業構造改善費用は、主に株式会社岩田屋三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

8 前連結会計年度及び当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症による損失は、緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当社グループ店舗を臨時休業したことにより発生した固定費等(人件費、地代家賃、減価償却費等)であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,463百万円	596百万円
組替調整額	860百万円	739百万円
税効果調整前	3,603百万円	1,335百万円
税効果額	669百万円	360百万円
その他有価証券評価差額金	2,933百万円	974百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	48百万円	43百万円
組替調整額	66百万円	48百万円
税効果調整前	18百万円	4百万円
税効果額	21百万円	1百万円
繰延ヘッジ損益	3百万円	3百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	677百万円	1,719百万円
組替調整額	- 百万円	14百万円
為替換算調整勘定	677百万円	1,704百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	490百万円	1,118百万円
組替調整額	548百万円	130百万円
税効果調整前	1,038百万円	1,249百万円
税効果額	313百万円	387百万円
退職給付に係る調整額	725百万円	861百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額		
当期発生額	433百万円	12,445百万円
その他の包括利益合計	2,552百万円	14,034百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	396,100,954	358,100	-	396,459,054

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加358,100株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	15,938,328	4,598	539,442	15,403,484

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求による増加4,598株であります。

減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少538,900株、及び単元未満株式の買増請求による減少542株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,447
合計			-	-	-	-	1,447

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月15日 定時株主総会	普通株式	2,280	6.00	2020年3月31日	2020年6月16日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	1,141	3.00	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,286	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	396,459,054	277,600	-	396,736,654

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加277,600株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	15,403,484	41,313	245,014	15,199,783

(変動事由の概要) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの7,113株及び、譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得によるもの34,200株であります。

減少は、単元未満株式の買増請求によるもの514株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの244,500株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,115
合計			-	-	-	-	1,115

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,286	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	1,907	5.00	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,907	5.00	2022年3月31日	2022年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	100,041百万円	81,194百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	494百万円	10百万円
流動資産のその他	3,249百万円	3,288百万円
現金及び現金同等物	102,797百万円	84,472百万円

- 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の売却により株式会社三越伊勢丹不動産が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式売却価額につきましては、譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。

株式売却価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式の売却により、SWPホールディングス株式会社、株式会社ソシエ・ワールド及び台湾施舒雅美容世界股份有限公司が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに株式売却価額につきましては、譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。

株式売却価額については、譲渡相手先との交渉により決定しており、公正価額と認識しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、情報処理業におけるシステム設備(器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	16,538百万円	16,443百万円
1年超	74,016百万円	60,623百万円
合計	90,554百万円	77,067百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	889百万円	2,453百万円
1年超	919百万円	5,340百万円
合計	1,808百万円	7,793百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	100,041	100,041	-
(2) 受取手形及び売掛金	116,415	116,415	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,231	3,307	75
その他有価証券	23,687	23,687	-
(4) 差入保証金	44,910	44,074	836
資産計	288,287	287,527	760
(1) 支払手形及び買掛金	83,140	83,140	-
(2) 短期借入金()	7,784	7,784	-
(3) 社債	40,000	39,969	31
(4) 長期借入金()	111,100	110,294	805
負債計	242,025	241,188	836
デリバティブ取引	4	4	-

1年内返済予定の長期借入金は、(2)短期借入金に含めておらず、(4)長期借入金に含めています。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価額に基づいて算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式, 関係会社株式等	85,322

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	97,740	-	-	-
受取手形及び売掛金	116,415	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	891	1,745	594	-
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	234	-	-	-
差入保証金	2,232	5,183	504	702
合計	217,514	6,929	1,099	702

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	10,000	10,000	-	-	20,000
長期借入金	23,300	5,800	19,500	12,500	30,000	20,000
合計	23,300	15,800	29,500	12,500	30,000	40,000

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,505	2,586	81
其他有価証券	20,798	20,798	-
(2)差入保証金	40,615	39,544	1,071
資産計	63,919	62,929	990
(1)社債	40,000	39,952	48
(2)長期借入金	87,800	86,932	867
負債計	127,800	126,884	915
デリバティブ取引	0	0	-

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略していません。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は97,547百万円であります。

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、330百万円であります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	78,793	-	-	-
受取手形	115	-	-	-
売掛金	120,808	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)	428	1,397	678	-
差入保証金	1,820	3,589	409	698
合計	201,967	4,987	1,087	698

(注6) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	10,000	10,000	-	-	-	20,000
長期借入金	5,800	19,500	12,500	30,000	10,000	10,000
合計	15,800	29,500	12,500	30,000	10,000	30,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,798	-	-	20,798
デリバティブ取引	-	0	-	0
資産計	20,798	0	-	20,798

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	2,586	-	2,586
差入保証金	-	-	39,544	39,544
資産計	-	2,586	39,544	42,130
社債	-	39,952	-	39,952
長期借入金	-	86,932	-	86,932
負債計	-	126,884	-	126,884

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象として当該金利スワップと一体として処理しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	1,781	1,863	81
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	1,450	1,443	6
合計	3,231	3,307	75

2 その他有価証券(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	20,618	11,650	8,968
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	20,618	11,650	8,968
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	2,834	2,884	49
	債券	234	234	-
	その他	-	-	-
	小計	3,068	3,118	49
合計		23,687	14,768	8,919

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	1,164	440	87
合計	1,164	440	87

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について1,837百万円(その他有価証券の株式1,238百万円、関係会社株式599百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券(2022年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	1,621	1,713	91
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	884	873	10
合計	2,505	2,586	81

2 その他有価証券(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	18,147	10,230	7,917
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	18,147	10,230	7,917
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	2,650	3,012	361
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	2,650	3,012	361
合計		20,798	13,242	7,556

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
株式	2,222	1,136	4
合計	2,222	1,136	4

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について183百万円(その他有価証券の株式 140百万円、関係会社株式43百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	32	-	0
	ユーロ 米ドル				
合 計			99	-	4

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	6	-	0
	ユーロ				
合 計			6	-	0

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	6,000	6,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度であります）が、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	38,337	36,997
勤務費用	2,499	2,440
利息費用	6	23
数理計算上の差異の発生額	554	861
退職給付の支払額	3,646	2,826
過去勤務費用の当期発生額	-	244
連結範囲の変更に伴う変動	59	263
その他	414	-
退職給付債務の期末残高	36,997	35,266

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	5,727	5,997
期待運用収益	61	60
数理計算上の差異の発生額	330	34
退職給付の支払額	122	99
年金資産の期末残高	5,997	5,992

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,825	15,245
年金資産	5,997	5,992
	9,828	9,253
非積立型制度の退職給付債務	21,171	20,020
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,000	29,273
退職給付に係る負債	34,570	32,827
退職給付に係る資産	3,570	3,553
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,000	29,273

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	2,499	2,440
利息費用	6	23
期待運用収益	61	60
数理計算上の差異の費用処理額	441	64
過去勤務費用の費用処理額	106	65
確定給付制度に係る退職給付費用	2,993	2,533

(注) 上記の退職給付費用以外に退職加算金等として、前連結会計年度で2,592百万円、当連結会計年度で177百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	106	305
数理計算上の差異	931	943
合計	1,038	1,249

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,093	788
未認識数理計算上の差異	706	254
合計	1,799	534

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	32%	30%
株式	23%	24%
一般勘定	35%	35%
その他	10%	11%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度33%、当連結会計年度35%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.0~0.8%	0.0~0.8%
長期期待運用収益率	0.0~1.5%	0.0~1.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,112百万円、当連結会計年度1,524百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

- 1 当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額
該当事項はありません。
- 3 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	2009年6月29日開催の定時株主総会決議及び 2010年1月29日開催の取締役会決議	2010年1月29日開催の取締役会決議	2011年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び 執行役員9名	株式会社伊勢丹社内取締役 3名、執行役員14名及び株 式会社三越社内取締役4 名、執行役員9名	当社の社内取締役5名及び 執行役員7名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 97,500株	普通株式 242,600株	普通株式 93,000株
付与日	2010年2月26日	2010年2月26日	2011年2月15日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2011年4月1日～2026年2 月26日	2011年4月1日～2026年2 月26日	2012年3月1日～2027年2 月15日
新株予約権の数(個)(注)2	88 [88] (注)3	126 [126] (注)3	120 [120] (注)3
新株予約権の目的となる株 式の種類、内容及び数 (株)(注)2	普通株式 8,800 [8,800]	普通株式 12,600 [12,600]	普通株式 12,000 [12,000]
新株予約権の行使時の払込 金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 (円)(注)2	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規 則第17条第1項に従い算出 される資本金等増加限度額 の2分の1の金額として、 計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げ るものとする
新株予約権の行使の条件 (注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する 事項(注)2	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとし る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとし る。	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の承認を要するものとし る。
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項 (注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2011年1月28日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議	2012年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役1名、執行役員15名及び株式会社三越社内取締役1名、執行役員14名	当社の社内取締役6名及び執行役員17名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員13名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 196,600株	普通株式 245,000株	普通株式 149,600株
付与日	2011年2月15日	2012年2月17日	2012年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2012年3月1日～2027年2月15日	2013年3月1日～2028年2月17日	2013年3月1日～2028年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	120 [120] (注)3	353 [353] (注)3	264 [264] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 12,000 [12,000]	普通株式 35,300 [35,300]	普通株式 26,400 [26,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 971 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 846 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第19回	第20回	第21回
決議年月日	2013年1月25日開催の取締役会決議	2013年1月25日開催の取締役会決議	2014年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び執行役員15名	株式会社三越伊勢丹社内取締役3名及び執行役員15名	当社の社内取締役6名及び執行役員22名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 205,300株	普通株式 154,000株	普通株式 180,000株
付与日	2013年2月15日	2013年2月15日	2014年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2014年3月1日～2029年2月15日	2014年3月1日～2029年2月15日	2015年3月1日～2030年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	366 [366] (注)3	433 [433] (注)3	600 [600] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 36,600 [36,600]	普通株式 43,300 [43,300]	普通株式 60,000 [60,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 886 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第22回	第23回	第24回
決議年月日	2014年1月28日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議	2015年1月30日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員12名	当社の社内取締役6名及び執行役員23名	株式会社三越伊勢丹執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 61,100株	普通株式 151,400株	普通株式 51,600株
付与日	2014年2月14日	2015年2月17日	2015年2月17日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2015年3月1日～2030年2月14日	2016年3月1日～2031年2月17日	2016年3月1日～2031年2月17日
新株予約権の数(個)(注)2	138 [138] (注)3	667 [667] (注)3	88 [88] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 13,800 [13,800]	普通株式 66,700 [66,700]	普通株式 8,800 [8,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,147 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,691 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第25回	第26回	第27回
決議年月日	2016年1月29日開催の取締役会決議	2016年1月29日開催の取締役会決議	2017年1月27日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員21名	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員24名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 130,700株	普通株式 57,700株	普通株式 196,200株
付与日	2016年2月16日	2016年2月16日	2017年2月14日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2017年3月1日～2032年2月16日	2017年3月1日～2032年2月16日	2018年3月1日～2033年2月14日
新株予約権の数(個)(注)2	732 [732] (注)3	113 [103] (注)3	986 [986] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 73,200 [73,200]	普通株式 11,300 [10,300]	普通株式 98,600 [98,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,267 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第28回	第29回	第30回
決議年月日	2017年1月27日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議	2017年9月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹執行役員14名	当社の社内取締役5名及び執行役員16名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 80,100株	普通株式 168,300株	普通株式 117,200株
付与日	2017年2月14日	2017年10月13日	2017年10月13日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2018年3月1日～2033年2月14日	2018年11月1日～2033年10月13日	2018年11月1日～2033年10月13日
新株予約権の数(個)(注)2	83 [5] (注)3	1,265 [1,243] (注)3	273 [273] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 8,300 [500]	普通株式 126,500 [124,300]	普通株式 27,300 [27,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,337 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,215 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第31回	第32回	第33回
決議年月日	2018年6月18日開催の取締役会決議	2018年6月18日開催の取締役会決議	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役5名及び執行役員8名	株式会社三越伊勢丹社内取締役2名及び執行役員16名	当社の社内取締役5名及び執行役員6名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 104,500株	普通株式 105,400株	普通株式 123,300株
付与日	2018年7月3日	2018年7月3日	2019年7月2日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません	定められておりません	定められておりません
権利行使期間	2019年8月1日～2034年7月3日	2019年8月1日～2034年7月3日	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	682 [682] (注)3	458 [458] (注)3	1,044 [1,029] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 68,200 [68,200]	普通株式 45,800 [45,800]	普通株式 104,400 [102,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 1,303 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5	(注)5	(注)5

	第34回
決議年月日	2019年6月17日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹社内取締役4名及び執行役員12名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 128,400株
付与日	2019年7月2日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	2020年8月1日～2035年7月2日
新株予約権の数(個)(注)2	756 [756] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)2	普通株式 75,600 [75,600]
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 855 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする
新株予約権の行使の条件(注)2	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項(注)2	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)2	(注)5

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 当連結会計年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員(当社のグループ役員規程に定義される。以下同様とする。)のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限りて権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- イ) 会社法に定める取締役及び執行役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
- ロ) 当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与及びグループ役員のいずれかを解任された場合
- ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	8,800	24,800	12,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	12,200	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	8,800	12,600	12,000

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	21,200	35,300	40,200
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	9,200	-	13,800
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	12,000	35,300	26,400

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	36,600	62,800	87,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	19,500	27,000
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	36,600	43,300	60,000

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	17,800	77,200	22,500
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	4,000	10,500	13,700
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	13,800	66,700	8,800

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	93,600	27,400	128,800
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	20,400	16,100	30,200
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	73,200	11,300	98,600

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	30,200	134,100	54,900
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	21,900	7,600	27,600
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	8,300	126,500	27,300

	第31回	第32回	第33回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	72,700	65,800	112,300
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	4,500	20,000	7,900
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	68,200	45,800	104,400

	第34回
会社名	提出会社
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	-
付与(株)	-
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	-
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	87,100
権利確定(株)	-
権利行使(株)	11,500
失効(株)	-
未行使残(株)	75,600

単価情報

	第13回	第14回	第15回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円	773円	- 円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 88,200円	新株予約権 1 個当たり 88,200円	新株予約権 1 個当たり 97,000円

	第16回	第17回	第18回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	773円	- 円	773円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 97,000円	新株予約権 1 個当たり 84,500円	新株予約権 1 個当たり 84,500円

	第19回	第20回	第21回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	- 円	769円	786円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 88,500円	新株予約権 1 個当たり 88,500円	新株予約権 1 個当たり 114,600円

	第22回	第23回	第24回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	741円	768円	766円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 114,600円	新株予約権 1 個当たり 169,000円	新株予約権 1 個当たり 169,000円

	第25回	第26回	第27回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	779円	790円	788円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 126,600円	新株予約権 1 個当たり 126,600円	新株予約権 1 個当たり 133,600円

	第28回	第29回	第30回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	807円	784円	776円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 133,600円	新株予約権 1 個当たり 121,400円	新株予約権 1 個当たり 121,400円

	第31回	第32回	第33回
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	751円	784円	792円
付与日における公正な評価単価	新株予約権 1 個当たり 130,200円	新株予約権 1 個当たり 130,200円	新株予約権 1 個当たり 85,400円

	第34回
会社名	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価	810円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 85,400円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	1,212百万円	1,249百万円
賞与引当金	2,050	2,217
退職給付に係る負債	9,777	9,238
減価償却費	9,012	7,203
投資有価証券評価損	1,341	954
商品券回収損引当金	11,691	4,926
土地等評価損及び減損損失	5,070	5,069
繰越欠損金	45,324	50,337
ポイント引当金	2,662	652
契約負債	-	11,011
その他	2,204	6,276
繰延税金資産小計	90,348百万円	99,138百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	44,919	49,023
将来減算一時差異等の 合計に係る評価性引当額	25,559	27,245
評価性引当額小計(注)1	70,478	76,269
繰延税金資産合計	19,869百万円	22,868百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	10,103百万円	11,243百万円
その他有価証券評価差額金	2,207	1,846
土地等評価益	51,665	51,652
時価評価による簿価修正額	76,826	76,826
その他	4,318	4,745
繰延税金負債合計	145,121百万円	146,314百万円
繰延税金資産(負債)の純額	125,251百万円	123,445百万円

(注) 1. 評価性引当額が5,790百万円増加しております。この増加の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	339	845	828	466	679	42,163	45,324百万円
評価性引当額	287	845	799	443	679	41,863	44,919
繰延税金資産	52	-	28	23	-	300	(b) 404

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金45,324百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産404百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	870	663	360	550	3,243	44,647	50,337百万円
評価性引当額	870	564	303	550	3,170	43,562	49,023
繰延税金資産	-	98	56	-	72	1,084	(b) 1,313

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金50,337百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,313百万円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
国内の法定実効税率	- %	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	-	3.2
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	-	0.5
住民税均等割	-	1.1
在外関係会社の留保利益	-	5.1
子会社の税率差異	-	1.0
持分法による投資損益	-	6.4
繰越欠損金の期限切れ	-	2.4
評価性引当額	-	45.3
その他	-	2.1
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	- %	8.7%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインの商業施設事業に係る資産負債の株式会社三越伊勢丹への分割について

(1)取引の概要

対象となった事業の名称及び当該事業の内容

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインの商業施設事業（新宿アルタ、サンシャインシティアルタ、原宿アルタ、国分寺ミーツ 他）

企業結合日

2021年4月1日

企業結合の法的形式

当社の完全子会社である株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインを吸収分割会社、当社の完全子会社である株式会社三越伊勢丹を吸収分割承継会社とする吸収分割。

結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹

その他取引の概要に関する事項

今後の既存百貨店店舗の新たな顧客体験価値創造の為、従来の百貨店MDによる提案だけではなく、不動産テナントも含めた「複合商業施設化」の戦略に基づき株式会社三越伊勢丹及びグループ地域百貨店店舗の開発に向け、既存百貨店事業組織に機能・ノウハウを集約する必要があり、既存の株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインが持つ各商業施設の事業運営に加えて、百貨店店舗における不動産テナントの商業運営に関わる業務に取組むべく移管いたします。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2021年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、601百万円であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは、主に百貨店業における店舗の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しています。

(2) 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

なお、当連結会計年度末の敷金残高のうち回収が最終的に見込めないと認められる金額は、559百万円であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,176百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	139,467	21,780	117,686	202,938

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、設備投資(37百万円)であります。主な減少額は、株式会社三越伊勢丹不動産株式の譲渡による影響(18,228百万円)、賃貸等不動産の用途変更(2,477百万円)、及び減価償却費(1,083百万円)であります。
- 3 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,706百万円、売却益は4,920百万円(特別利益に計上)減損損失は464百万円(特別損失に計上)であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	117,686	855	116,831	186,480

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、設備投資(664百万円)、および賃貸等不動産の用途変更(567百万円)であります。主な減少額は、減価償却費(1,011百万円)、および減損損失(464百万円)であります。
- 3 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計		
三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店	114,672	-	-	114,672	-	114,672
三越日本橋本店	51,461	-	-	51,461	-	51,461
三越銀座店	21,378	-	-	21,378	-	21,378
伊勢丹浦和店	11,449	-	-	11,449	-	11,449
伊勢丹立川店	11,010	-	-	11,010	-	11,010
岩田屋三越 岩田屋本店	23,875	-	-	23,875	-	23,875
名古屋三越 名古屋三越栄店	15,586	-	-	15,586	-	15,586
新潟三越伊勢丹 新潟伊勢丹店	15,094	-	-	15,094	-	15,094
その他店舗	97,772	-	-	97,772	-	97,772
クレジット・金融・友の会業	-	27,389	-	27,389	-	27,389
不動産業	-	-	9,902	9,902	-	9,902
その他	-	-	-	-	48,968	48,968
顧客との契約から生じる収益	362,300	27,389	9,902	399,592	48,968	448,561
その他の収益	11,632	3,109	8,170	22,911	602	23,514
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,867	12,868	1,873	16,608	37,128	53,737
外部顧客への売上高	372,065	17,629	16,199	405,895	12,442	418,338

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首残高 (2021年4月1日)	当連結会計年度期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	198	115
売掛金	115,840	120,208
	116,038	120,324
契約資産	377	600
契約負債	103,383	99,067

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は45,062百万円であり
ます。

当連結会計年度の契約負債の減少は、主にSWPホールディングス株式会社及び株式会社ソシエ・ワールドの全株式を譲渡し、連結の範囲から除外されたことによる影響であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2022年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は83,342百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は5,508百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店業を中心に事業別のセグメントから構成されており、サービス内容・経済的特徴を考慮した上で集約し、「百貨店業」、「クレジット・金融・友の会業」、「不動産業」を報告セグメントとしております。

「百貨店業」は、衣料品・身廻品・雑貨・家庭用品・食料品等の販売を行っております。「クレジット・金融・友の会業」は、クレジットカード・貸金・損害保険代理・生命保険募集代理・友の会運営等を行っております。「不動産業」は、不動産賃貸・建物内装等を行っております。

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、商業施設事業を連結子会社である株式会社三越伊勢丹へ分割いたしました。

これに伴い、当連結会計年度の商業施設事業は「百貨店業」に区分されております。なお、前連結会計年度は「不動産業」に区分されております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「百貨店業」の売上高は487,787百万円減少、セグメント損失は33百万円減少し、「クレジット・金融・友の会業」の売上高は2,449百万円減少、セグメント利益は80百万円増加し、「不動産業」に与える影響は軽微であります。なお、「その他」は売上高が3,539百万円減少し、セグメント利益に与える影響は軽微であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	749,522	20,464	26,505	796,492	19,517	816,009	-	816,009
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,609	12,078	1,861	16,549	44,139	60,688	60,688	-
計	752,131	32,542	28,367	813,041	63,656	876,698	60,688	816,009
セグメント利益又は損失 ()	30,302	4,450	5,440	20,411	619	21,030	54	20,976
セグメント資産	1,006,800	209,867	120,541	1,337,209	40,454	1,377,664	179,360	1,198,303
その他の項目								
減価償却費	19,112	2,452	801	22,366	5,288	27,654	186	27,468
減損損失 (注)4	5,473	72	9	5,556	1,511	7,067	-	7,067
持分法適用会社への 投資額	80,734	-	-	80,734	-	80,734	-	80,734
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	23,409	1,425	135	24,969	4,564	29,534	49	29,484

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額54百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 179,360百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 186百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 49百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、389百万円は「店舗閉鎖損失」に、72百万円は「特別損失のその他」に含まれております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	372,065	17,629	16,199	405,895	12,442	418,338	-	418,338
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,867	12,868	1,873	16,608	37,128	53,737	53,737	-
計	373,932	30,498	18,072	422,504	49,571	472,075	53,737	418,338
セグメント利益又は損失 ()	6,339	6,070	5,579	5,310	462	5,772	167	5,940
セグメント資産	987,675	193,594	116,854	1,298,123	30,285	1,328,408	159,834	1,168,574
その他の項目								
減価償却費	18,626	1,404	528	20,559	4,455	25,014	160	24,854
減損損失 (注)4	2,328	-	-	2,328	243	2,571	-	2,571
持分法適用会社への 投資額	93,906	-	-	93,906	-	93,906	-	93,906
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	19,956	3,027	175	23,159	4,690	27,849	81	27,767

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額167百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

(2) セグメント資産の調整額 159,834百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3) 減価償却費の調整額 160百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 81百万円は、セグメント間取引消去、セグメント間未実現利益等であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

4 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、1,049百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計			
当期償却額	-	-	-	-	7	-	7
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

(注)当連結会計年度に、のれんの減損損失(7百万円)を計上しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)	10,800	-	-

(注) (株)ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領していません。当該債務保証につきましては、2,811百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)ジェイアール 西日本伊勢丹	京都府京 都市	100	百貨店業	(所有) 直接 40.0	役員の兼任	債務保証 (注)	10,200	-	-

(注) (株)ジェイアール西日本伊勢丹への債務保証は、グループ会社からの借入金に対して保証したものであり、保証料は受領していません。当該債務保証につきましては、3,466百万円の持分法適用に伴う負債を計上しております。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所 在 地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員	杉江 俊彦	-	-	当社取締役代 表執行役社 長 CEO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	21	-	-
役員	竹内 徹	-	-	当社取締役代 表執行役副社 長 CMO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分	13	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2020年11月10日(本自己株処分の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	細谷 敏幸	-	-	当社取締役代表執行役社長 CEO	(被所有) 直接0.0	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	14	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2021年7月28日(本自己株処分の取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	西山電気株(注)1	東京都港区	350	電気工事業	なし	電気設備工事等の発注	電気設備工事等の発注(注)2	196	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社取締役西山茂及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の過半数を間接保有しております。

2. 価格等の取引条件については、一般取引と同様に見積書をベースにして、その都度交渉の上で決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	81,678
固定資産合計	204,384
流動負債合計	99,982
固定負債合計	66,769
純資産合計	119,310
売上高	116,163
税引前当期純利益	5,874
当期純利益	4,357

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2020年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股份有限公司(注)、(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、両者の財務諸表を合算した要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
流動資産合計	108,067
固定資産合計	211,938
流動負債合計	99,400
固定負債合計	79,027
純資産合計	141,578
売上高	96,080
税引前当期純利益	7,401
当期純利益	5,693

(注) 新光三越百貨股份有限公司の要約財務諸表は2021年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	1,317.23円	1,341.41円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	107.96円	32.36円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-円	32.26円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. (会計方針の変更)に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は32.23円減少し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益はそれぞれ、0.41円増加しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	41,078	12,338
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失()(百万円)	41,078	12,338
普通株式の期中平均株式数(千株)	380,510	381,324
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	-	1,115
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式取得による企業結合)

当社は、2022年4月26日開催の執行役員会において、持分法適用関連会社である株式会社エムアイフーズスタイル(以下「IMFS」)の株式を再取得し、子会社化することを決議し、同日付で譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社エムアイフーズスタイル
事業の内容 : スーパーマーケット・小売・専門店業・食品製造・卸売り

(2) 企業結合を行う主な理由

IMFSについては、2018年4月にスーパーマーケット事業分野において改革の実績をもつ株式会社丸の内キャピタルが管理・運営するファンド(以下、「丸の内キャピタル」)に一部株式を譲渡し、丸の内キャピタルの持つ経営改善手法や高質系食品小売業に対する知見やノウハウ等を活用して事業再生計画を進めてまいりました。

今般、事業再生計画に一定の目途が立ったことから、丸の内キャピタルよりIMFS株式を再取得することといたしました。

当社は、グループ中期経営計画における重点戦略の一つとして、“高感度上質”戦略を掲げております。

IMFSの保有する店舗網は、当該戦略における高感度上質“拠点ネットワーク”構築に寄与すると考えており、IMFSの更なる発展・飛躍を目的に、最適な事業パートナーの選定などあらゆる選択肢についての検討を開始しております。

(3) 企業結合日

2022年6月10日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

企業結合直前に所有している議決権比率 34%

企業結合日に取得する議決権比率 66%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得することにより、被取得企業の議決権の過半数を取得するためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得元との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。

3. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計との差額

段階取得に係る差益 約3,900百万円(予定)

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第4回無担保普通社債	2013年 9月2日	10,000	10,000	1.07	無担保社債	2023年 9月1日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第5回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000 (10,000)	0.17	無担保社債	2022年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第6回無担保普通社債	2017年 8月31日	10,000	10,000	0.41	無担保社債	2027年 8月31日
㈱三越伊勢丹ホールディングス	第7回無担保普通社債	2018年 5月25日	10,000	10,000	0.43	無担保社債	2028年 5月25日
合計			40,000	40,000 (10,000)			

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

(注) 2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,000	10,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,784	7,345	0.45	
1年以内に返済予定の長期借入金	23,300	5,800	0.33	
1年以内に返済予定のリース債務	1,793	1,849	2.45	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	87,800	82,000	0.33	2023年5月31日～ 2027年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	4,938	3,594	3.10	2023年4月～ 2027年3月
その他の有利子負債 コマーシャル・ペーパー (1年以内返済予定)	50,000	40,000	0.06	
合計	175,616	140,589	-	

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外子会社を除き、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しております。当該リース債務については、平均利率の算定上含めておりません。

3 国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社について、IFRS第16号「リース」を適用しております。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	19,500	12,500	30,000	10,000
リース債務	1,394	1,381	628	190

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	88,566	187,932	314,650	418,338
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失() (百万円)	8,486	7,542	2,389	11,117
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	8,673	8,136	923	12,338
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	22.76	21.35	2.42	32.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	22.76	1.41	23.75	29.92

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,894	63,217
関係会社短期貸付金	125,701	114,978
未収還付法人税等	3,069	4,654
未収収益	1 8,222	1 7,806
その他	1 1,070	1 2,299
貸倒引当金	19,229	11,590
流動資産合計	199,730	181,366
固定資産		
有形固定資産		
器具及び備品	4	4
有形固定資産合計	4	4
無形固定資産		
ソフトウェア	2	2
無形固定資産合計	2	2
投資その他の資産		
投資有価証券	510	1,247
関係会社株式	451,587	448,051
関係会社長期貸付金	125,300	112,000
繰延税金資産	257	379
その他	102	3
投資その他の資産合計	577,758	561,682
固定資産合計	577,765	561,688
繰延資産		
社債発行費	102	75
繰延資産合計	102	75
資産合計	777,598	743,130

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	10,000
短期借入金	28,000	10,500
関係会社短期借入金	116,414	107,937
コマーシャル・ペーパー	50,000	40,000
未払金	1 110	1 1,683
未払費用	1 1,911	1 1,432
賞与引当金	30	56
未払法人税等	194	263
その他	1 378	1 160
流動負債合計	197,038	172,035
固定負債		
社債	40,000	30,000
長期借入金	87,800	82,000
関係会社事業損失引当金	5,035	4,321
債務保証損失引当金	2 2,811	2 3,466
固定負債合計	135,646	119,787
負債合計	332,685	291,822
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,995	51,162
資本剰余金		
資本準備金	19,343	19,510
その他資本剰余金	378,317	378,214
資本剰余金合計	397,660	397,724
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,466	19,673
利益剰余金合計	13,466	19,673
自己株式	18,657	18,367
株主資本合計	443,465	450,192
新株予約権	1,447	1,115
純資産合計	444,913	451,308
負債純資産合計	777,598	743,130

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 15,024	1 14,540
経営指導料	1 7,825	1 7,139
役務収益	1 878	1 1,000
営業収益合計	23,728	22,680
販売費及び一般管理費合計	1、2 8,659	1、2 8,007
営業利益	15,069	14,672
営業外収益		
受取利息	1 1,346	1 1,215
その他	1 31	1 426
営業外収益合計	1,377	1,641
営業外費用		
支払利息	1 1,162	1 1,138
その他	1 2,895	1 3,791
営業外費用合計	4,058	4,929
経常利益	12,388	11,385
特別利益		
関係会社株式売却益	-	1,579
特別利益合計	-	1,579
特別損失		
貸倒引当金繰入額	5,128	-
関係会社株式評価損	918	3,761
関係会社事業損失引当金繰入額	2,085	-
特別損失合計	8,132	3,761
税引前当期純利益	4,256	9,202
法人税、住民税及び事業税	19	1,075
法人税等調整額	84	121
法人税等合計	64	1,197
当期純利益	4,191	10,400

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,790	19,138	378,660	397,799	12,696	12,696
当期変動額						
新株の発行	205	205	-	205	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	3,422	3,422
当期純利益	-	-	-	-	4,191	4,191
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	343	343	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	205	205	343	138	769	769
当期末残高	50,995	19,343	378,317	397,660	13,466	13,466

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	19,308	441,979	-	-	1,857	443,836
当期変動額						
新株の発行	-	410	-	-	-	410
剰余金の配当	-	3,422	-	-	-	3,422
当期純利益	-	4,191	-	-	-	4,191
自己株式の取得	2	2	-	-	-	2
自己株式の処分	653	309	-	-	-	309
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	409	409
当期変動額合計	650	1,486	-	-	409	1,076
当期末残高	18,657	443,465	-	-	1,447	444,913

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,995	19,343	378,317	397,660	13,466	13,466
当期変動額						
新株の発行	166	166	-	166	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	4,193	4,193
当期純利益	-	-	-	-	10,400	10,400
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	102	102	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	166	166	102	63	6,206	6,206
当期末残高	51,162	19,510	378,214	397,724	19,673	19,673

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18,657	443,465	-	-	1,447	444,913
当期変動額						
新株の発行	-	332	-	-	-	332
剰余金の配当	-	4,193	-	-	-	4,193
当期純利益	-	10,400	-	-	-	10,400
自己株式の取得	5	5	-	-	-	5
自己株式の処分	296	193	-	-	-	193
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	332	332
当期変動額合計	290	6,727	-	-	332	6,395
当期末残高	18,367	450,192	-	-	1,115	451,308

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

当社は、当事業年度から連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)

等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	8,410百万円	9,886百万円
短期金銭債務	1,594百万円	2,758百万円

2 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	7,989百万円	(株)ジェイアール西日本伊勢丹	6,734百万円
計	7,989百万円	計	6,734百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引(営業収益)	23,728百万円	22,680百万円
営業取引(販売費及び一般管理費)	1,244百万円	1,048百万円
営業取引以外の取引	2,222百万円	1,833百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料手当	2,785百万円	2,461百万円
賞与	756百万円	678百万円
外部委託作業費	1,315百万円	1,340百万円

おおよその割合

販売費	-	-
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

前事業年度(2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	448,363
関連会社株式	3,224
計	451,587

当事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	444,826
関連会社株式	3,224
計	448,051

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	9百万円	17百万円
未払費用	177	116
未払事業税等	88	79
ストックオプション費用	293	251
関係会社株式評価損	9,733	7,236
関係会社事業損失引当金	1,541	1,323
債務保証損失引当金	860	1,061
貸倒引当金	5,888	3,549
繰越欠損金	419	5,682
その他	266	253
繰延税金資産小計	19,279百万円	19,571百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	416	5,524
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	18,574	13,667
評価性引当額小計	18,991百万円	19,192百万円
繰延税金資産合計	288百万円	379百万円
(繰延税金負債)		
未収還付事業税等	30百万円	-百万円
繰延税金負債合計	30百万円	-百万円
繰延税金資産(負債)の純額	257百万円	379百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.7	0.2
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	108.1	48.4
評価性引当額	79.7	2.2
その他	1.4	2.3
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	1.5%	13.0%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当社は、2022年4月26日開催の執行役会において、持分法適用関連会社である株式会社エムアイフーズスタイル(以下「IMFS」)の株式を再取得し、子会社化することを決議し、同日付で譲渡契約を締結いたしました。

概要については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	器具及び備品	4	1	-	1	4	3
	計	4	1	-	1	4	3
無形固定資産	ソフトウェア	2	-	-	0	2	0
	計	2	-	-	0	2	0

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	19,229	1,820	9,458	11,590
賞与引当金	30	56	30	56
関係会社事業損失引当金	5,035	1,087	1,802	4,321
債務保証損失引当金	2,811	655	-	3,466

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都府中市日鋼町一丁目1番 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	https://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」(買物割引カード)を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日 ただし、12月上旬発行の株主様ご優待カードは同年9月中間期末の株主様名簿に新規登録された株主様を対象に発行いたします。</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計100円(消費税を除く)以上のお買物(割引除外品目を除く)について利用限度額内で10%引きの割引を行います。 発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>30万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、12月上旬発行の株主様ご優待カードのご利用限度額は6月下旬発行の株主様ご優待カードの半額となります。</p> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗(レストラン施設、スーパーマーケット等)、契約施設(ホテル・美術館)等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計100円(消費税を除く)以上の施設のご利用(割引除外品目を除く)で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。(ただし、商品券及び全国百貨店共通商品券は一部店舗・施設ではご利用いただけません。)</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	40万円	500株以上	1,000株未満	50万円	1,000株以上	3,000株未満	100万円	3,000株以上	5,000株未満	150万円	5,000株以上	10,000株未満	200万円	10,000株以上		300万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	30万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	40万円																											
500株以上	1,000株未満	50万円																											
1,000株以上	3,000株未満	100万円																											
3,000株以上	5,000株未満	150万円																											
5,000株以上	10,000株未満	200万円																											
10,000株以上		300万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類、確認書	事業年度 第13期	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2021年6月25日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第14期 第1四半期 第14期 第2四半期 第14期 第3四半期	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日 自 2021年7月1日 至 2021年9月30日 自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	2021年7月30日 関東財務局長に提出。 2021年11月11日 関東財務局長に提出。 2022年2月2日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		2021年6月28日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書及び その添付書類	株式その他の者に対する割当に係る有価証券届出書		2021年7月29日 関東財務局長に提出。
(6) 有価証券届出書の訂正届出書	2021年7月29日提出の有価証券届出書（株式その他の者に対する割当）に係る訂正届出書		2021年7月30日 関東財務局長に提出
(7) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類			2021年8月12日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月27日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内百貨店事業の固定資産に係る減損損失の認識及び測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は2022年 3月31日現在において、国内百貨店事業の固定資産608,655百万円を計上している。</p> <p>会社は主たる事業として百貨店事業を営んでおり、国内の一等地に重要な百貨店店舗資産を保有している。ワクチン接種率の上昇とともに、売上高は回復基調に転じたものの、上期の緊急事態宣言に伴う部分的な休業や時短営業の実施、年明けのオミクロン株による感染再拡大で、期を通じた売上高の回復には至らず、前連結会計年度と同様に国内百貨店事業の各店舗の収支は新型コロナウイルス感染症による影響を受けている。</p> <p>固定資産の減損会計においては、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、減損の兆候がある店舗について減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上している。</p> <p>回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準として算定されているが、当該評価額の算定には不動産に関する高度で専門的な知識と技能が必要であり、これが合理的に算定されない場合、減損損失の測定に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、国内百貨店事業の固定資産に係る減損損失の認識及び測定は、連結財務諸表への潜在的な影響が大きく、不動産鑑定評価の妥当性を評価するためには、専門的な知識と技能が必要であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、国内百貨店事業の固定資産に係る減損損失の認識及び測定を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定評価書の閲覧や評価を実施した外部の不動産鑑定士及び所管部署への質問を行い、経営者が利用する専門家の適性、能力及び客観性を評価した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、主として以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 不動産鑑定評価書の閲覧及び評価を実施した外部の不動産鑑定士への質問を行い、鑑定評価額の評価条件や採用した評価方針及び手法、鑑定評価額決定に至る判断過程を理解した。 - 外部の不動産鑑定士が比準価格や収益価格の算定に採用したインプット情報について、公示価格を規準とした価格や外部が公表する調査レポートの賃料水準など利用可能な外部データと比較、分析することで、採用したインプット情報の妥当性を評価した。 - 鑑定評価額の決定に至る判断について、不動産の仕様や周辺環境といった個別性を考慮した上で、最終的に決定された外部の不動産鑑定士による鑑定評価額の妥当性を評価した。 ・当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家の適性、能力及び客観性について、内部のポリシー及び手続に準拠していることを確かめるとともに、当該評価専門家から受領したレポートを閲覧することで評価した。

連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用し、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載されているとおり、2022年3月31日現在において繰延税金資産22,868百万円（繰延税金負債相殺前）を計上している。これは、主に連結納税制度を適用している会社及び国内連結子会社（以下「連結納税会社」という。）において計上されたものである。</p> <p>百貨店業セグメントにおける主たる国内子会社は、国内で百貨店事業を営んでいるが、過去の構造改革や昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、多額の税務上の繰越欠損金を有していることから、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される連結納税会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年間で繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>連結納税会社における将来課税所得の見積りは、中期経営計画及び翌年度の予算を基礎としており、その主要な仮定は、連結財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通しである。</p> <p>連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性は、経営者による連結納税会社における将来課税所得の見積りに基づいており、その基礎となる中期経営計画及び翌年度の予算は、国内消費動向やインバウンド需要の回復見通しなど、コロナ禍において将来を正確に予測することが困難な不確実性を伴い、経営者による主観的判断により影響を受けるものであること、また多額の税務上の繰越欠損金を有しており、繰延税金資産の回収可能性を判断する見積可能期間に重要な検討を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、連結納税会社における繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、税務の専門家を関与させて検討するとともに、その解消スケジュールを検討した。 ・経営者による将来課税所得の見積りを評価するため、執行役会で承認された中期経営計画が見積可能期間3年間の基礎になっていること、また「百貨店の再生」フェーズと位置付けた中期経営計画における重点戦略を理解するとともに、コロナ禍において将来を正確に予測することが困難な状況の中で、中期経営計画及び翌年度の予算を基礎にした見積可能期間3年間における不確実性を勘案した将来課税所得の考え方及び当該見積可能期間の妥当性について経営者と議論した。 ・将来課税所得の見積りの検討においては、執行役会によって承認された計画との整合性を検証するとともに、過年度の計画と実績を比較、分析することで、経営者の偏向の有無や見積りの精度を評価した。 ・主要な仮定を評価するため、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率について、新型コロナウイルス感染症の収束見通しを踏まえた仮定を経営者と議論して理解するとともに、外部調査機関による国内個人消費動向の予測情報と比較、分析することにより、主要な仮定を評価した。 - インバウンド需要の回復見通しについて、いまだ世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響による旅客需要の回復見通しを経営者と議論して理解するとともに、外部業界団体の国際輸送予測情報と比較、分析することにより、主要な仮定を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査

意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 衣 川 清 隆

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。